

木更津市国土強靱化地域計画
(基本計画編)

令和5年3月

千葉県木更津市

目次

<基本計画編>

第1章 総論	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 本市の地域特性	2
1-3 計画の位置づけ及び構成	5
1-4 基本目標	6
1-5 事前に備えるべき目標	6
第2章 脆弱性評価	7
2-1 想定するリスク	7
2-2 施策分野の決定	21
2-3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	21
2-4 脆弱性の分析・評価	23
2-5 重点化するリスクシナリオの選定	24
第3章 リスクへの対応方策	26
目標1：直接死を最大限防ぐ	26
目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	34
目標3：必要不可欠な行政機能は確保する	41
目標4：必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	43
目標5：経済活動を機能不全に陥らせない	45
目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	49
目標7：制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	52
目標8：地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	55
第4章 計画の進捗と進捗管理	58
4-1 進捗状況の把握	58
4-2 計画の見直し	58
資料編 脆弱性評価結果	59
目標1：直接死を最大限防ぐ	59
目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	68
目標3：必要不可欠な行政機能は確保する	75
目標4：必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	77
目標5：経済活動を機能不全に陥らせない	79

目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留 めるとともに、早期に復旧させる	83
目標7：制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	87
目標8：地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する .	91

第1章 総論

1-1 計画策定の趣旨

近年、気候変動に伴い集中豪雨や大型台風が頻発する等、災害が多岐にわたるほか、今後30年以内に70%の確率で起こるとされる首都直下地震等、大規模自然災害の発生が懸念されている。

本市では、令和元年に発生した令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）及び10月25日大雨において、記録的な豪雨及び暴風となり、家屋等の損壊、道路損壊、公共施設の損壊、停電・断水のライフライン被害が発生するなど、甚大な被害が発生した。このことから、多岐にわたる災害に向けた防災・減災対策が急務となっている。

一方、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）が公布、施行され、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これらの法・計画では、市町村は国土強靱化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、国土強靱化地域計画を策定することが求められている。さらに、平成27年の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された、令和12年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs）の取組として、国はSDGs実施指針を策定し、優先課題の一つとして「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」を定めている。

これらの状況を踏まえ、本市においても、発災時の人命保護や被害の最小化を図るべく、本市における総合計画等で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として「木更津市国土強靱化地域計画」を策定するものである。



1-2 本市の地域特性

(1) 自然特性

ア 地勢

(ア) 位置・面積

本市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、首都圏から 50km 圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ヶ浦市、南は君津市に隣接し、東西距離は 21.98km、南北距離は 14.54km、面積は 138.90km²（令和 3 年 1 月 1 日現在）で、東西に広く伸びている。

(イ) 地形

本市の地形は、概ね、丘陵地・台地・低地に区分される。

市域を多く占める丘陵地は、標高 100m～200m の山地性の土地で、山頂付近はなだらかな緩斜面となっているが、谷が深く浸食しているために、斜面は急峻となっている。

台地は、小櫃川の河川沿いに分布している。平坦面の形成時期によって 3 段に区分でき、上位から約 8 万年前の姉崎段丘、約 5 万年前の市原段丘、約 2 万年前の南総段丘となっている。

低地は、小櫃川や丘陵地を流れる小河川が、台地・丘陵地を浸食して土砂を堆積した平坦な土地である。小櫃川沿いには、旧河道や自然堤防が発達し、河口部には三角州が形成されている。

また、小櫃川沿いや矢那川の下流部には、約 2 万年前の海退期に形成された埋没谷がある。

(ウ) 河川

二級河川である小櫃川、矢那川が市内を貫流し、それぞれ東京湾に流入している。

(エ) 海岸

木更津港は、横浜港、川崎港、東京港、千葉港と並んで首都圏の発展に寄与している。

京葉工業地帯の一翼を担う工業港として、重点整備が進められ、臨海部に立地する鉄鋼業や木材などに関連した外貿貨物や、砂・砂利等の内貿貨物を中心に取扱うほか、近年では海外向けの中古自動車や中古建機の輸出を行うなど、千葉県南部地域における経済社会の基盤として、重要な役割を果たしている。

イ 地質

丘陵地の地質は、富来田以東では砂岩・泥岩層からなる上総層群が堆積し、それより西では、未固結の砂層である下総層群と、常総粘土層が堆積している。これらの層は関東ローム層によって覆われている。

台地の地質は、上総層群あるいは下総層群の上位に段丘堆積物と関東ローム層が堆積している。

丘陵地・台地を刻む低地は、泥質から腐植土質の堆積物が主体となっている。小櫃川沿いの低地は、砂・シルト・泥質土が堆積している。

ウ 気象

本市における年間平均気温は、摂氏 16.2 度（令和 3 年）で、年間を通して温暖湿潤である。

雨量は、ほとんどが梅雨期と台風期における前線や低気圧等による場合に占められており、年間降水量は 1,927.5mm（令和 3 年）である。

年間における最多風向は南西で、夏の季節風時には南西、冬の季節風時には北ないし北西で、台風接近の際には特に風が強く、強風（突風）と共に注意する必要がある。

（２）社会・経済特性

ア 人口

本市の人口は、増加が見込まれているが、令和 12 年頃をピークに減少傾向に転じることが予測されている。

年齢別構成では、65 歳以上の高齢者人口が年々増加することや、今後更なる少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少が予測される。

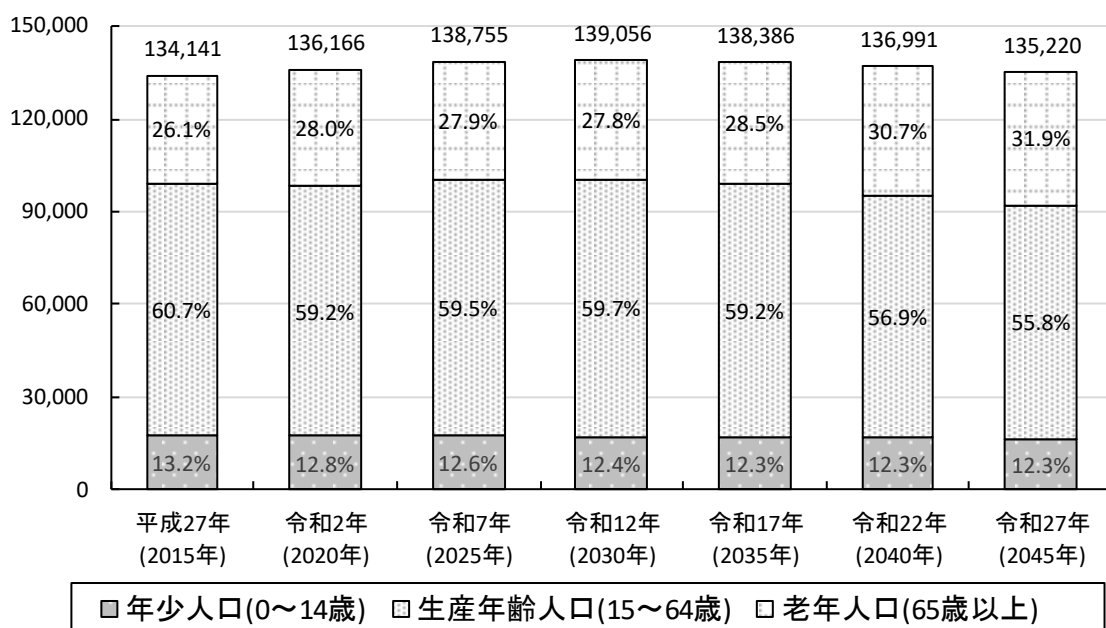


図 木更津市年齢別人口推移

※割合の合計は少数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある

※平成 27 年及び令和 2 年は国勢調査の値

※令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」をもとに作成

イ 交通

(ア) 道路

国道 16 号が中心市街地東側を南北に縦断して延び、東京湾アクアライン連絡道下で交差し、袖ヶ浦市と繋がっている。また国道 16 号は請西 1 丁目地先（桜井交差点）で国道 127 号に分岐、海岸部が国道 16 号、中央部が国道 127 号として南下しながら縦断し、君津市と繋がっている。

東部には国道 409 号・410 号が市原・君津方面に延び、館山自動車道が市の中央を南北に縦断し、本市と県都をつなぐ重要な幹線道路となっている。

北部には東京湾アクアライン連絡道があり、東京湾アクアラインを経由して東京・羽田・川崎・横浜と繋がっているほか、東京湾アクアライン連絡道から首都圏中央連絡自動車道が茂原市へ延び、さらに成田方面へと整備が進捗するなど、本市は広域交通の要衝となっている。

(イ) 鉄道

鉄道は、JR 内房線が海岸沿いに千葉方面から館山方面に延びており、木更津駅と巖根駅がある。また、市の東部には木更津から久留里方面に JR 久留里線が延び、市域には、祇園駅と上総清川駅・東清川駅があり、袖ヶ浦市の一部地域（横田駅・東横田駅）を経由して、馬来田駅がある。

(ウ) 港湾

港湾は、木更津港が重要港湾に指定されており、公共岸壁は、吾妻地区と木更津南部地区に分かれ、吾妻地区には物揚場等の係留施設が 1,834m あり、木更津南部地域には水深-4m 物揚場 362m、水深-4.5m 岸壁（4 バース）、水深-5.5m 岸壁（4 バース）、水深-7.5m 岸壁（2 バース）及び水深-12.0m 岸壁（2 バース）がある。

ウ 産業経済

本市の企業等の生産活動により生み出された付加価値額（総額）は、平成 24 年に 1,874 億円、平成 28 年では 2,237 億円と増加傾向にあり、同期間中、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業などの産業において著しく増加している。

中でも、平成 28 年に付加価値額（総額）の 25.8%を占める卸売業・小売業は、全国でも有数の規模を誇る大型小売店舗の出店などにより、平成 24 年と比べて付加価値額（総額）に占める割合が増加し、本市の重要な産業の一つとなっている。

エ 観光

本市の観光入込客数が多い主な施設としては、三井アウトレットパーク木更津、海ほたるパーキングエリア、龍宮城スパホテル三日月、道の駅「木更津 うまくたの里」などがある。また、5 海岸を有する潮干狩場には、春から夏の木更津の風物詩として多数観光客が来場している。

1-3 計画の位置づけ及び構成

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものである。

本計画は、本市における最上位計画である総合計画と整合・調和を図り策定する。

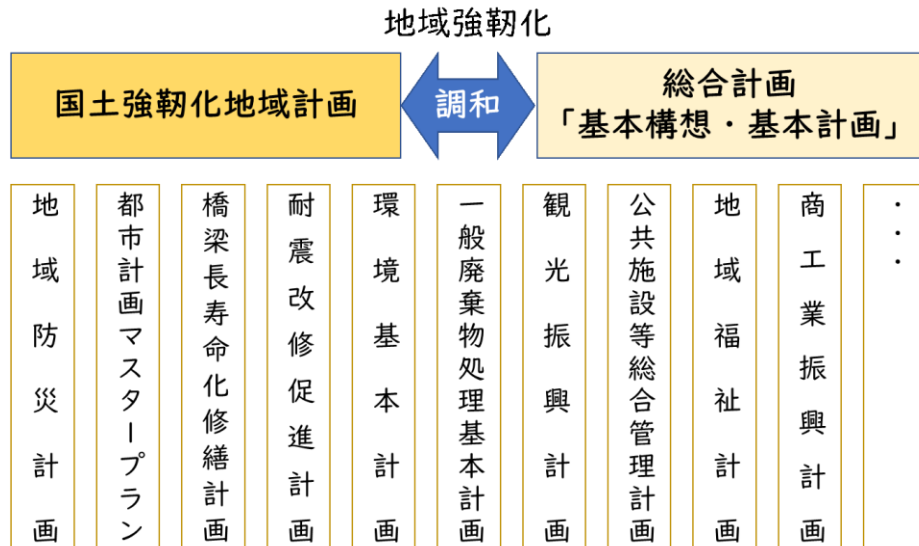


図 計画の位置づけ

(2) 計画の構成

本計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成するものとし、主な内容は次のとおりとする。

基本計画編	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本的な考え方 ・脆弱性の分析・評価、リスクへの対応方策 ・対応方策の重点化
アクションプラン編	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容及び数値目標等

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、第3次基本計画に合わせて令和5年度から令和8年度までとし、適宜内容を見直すものとする。

1-4 基本目標

国土強靱化基本法では、第14条で、地域計画は「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることから、本市の地域計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画の基本目標や、本市の地域特性等を踏まえ、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

1-5 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、「国土強靱化基本計画」を踏まえ、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価

2-1 想定するリスク

(1) 地震・液状化・津波

ア 災害履歴

市域を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域である。本市に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（安政2年）、関東地震（大正12年）などがあげられる。最近では、昭和62年の千葉県東方沖地震で震度5（本市庁舎内設置の地震計で震度6）を記録し、液状化の発生がみられ、水道管の破損、建物の亀裂、瓦の落下等の被害が発生した。平成23年東日本大震災では、本市における人的被害はなかったものの、津波の到達により漁業被害が発生している。

表 地震災害の履歴

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況
1703 元禄16	12.31	元禄地震	M8.2 震源：房総半島南東沖(日本海溝)	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者6,534人、家屋全壊9,610戸。	市域の震度は6以上。家屋被害は数十%と推定。津波は外房、内房南部では被害が甚大だったが、本市海岸では被害なし。 (新編日本地震被害総覧より)
1854 安政1	12.23	安政東海地震	M8.4 震源：駿河湾(駿河トラフ)	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者3人。	本市では被害なし。
1855 安政2	11.11	安政江戸地震	M6.9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に死者20人。家屋全壊82戸。	市域の震度は6。家屋倒壊破損12戸、蔵の倒壊破損227戸記録あり。津波なし。 (新編日本地震被害総覧より)
1923 大正12	9.1	関東地震	M7.9 震源：相模湾(相模トラフ)	相模湾を震源とした大地震(関東大震災)で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者1,342人、負傷者3,426人、家屋全壊31,186戸、同焼失647戸、同流失71戸。	市域の震度6以上。家屋の被害数十%。津波被害は内房南部及び神奈川県側海岸で甚大で本市海岸では被害なし。 (新編日本地震被害総覧より)
1960 昭和35	5.23	チリ地震津波		県内海岸に2~3mの津波。死者1人。	本市では被害なし。
1987 昭和62	12.17	千葉県東方沖地震	M6.7 震源：千葉県東方沖(日本海溝)	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者2人、負傷者144人、住家全壊16戸、填砂現象多数。	午前11時08分、千葉県東方沖地震が発生した。市域の震度は5~6。本市の被害は重傷者1人、屋根瓦破損652戸、水道管破損5件、道路決壊5件、填砂現象5件。
2005 平成17	4.11	千葉県北東部地震	M6.1 震源：千葉県北東部 震源の深さ：約52km	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度5強。県内での被害なし。	本市での被害なし。
2005 平成17	7.23	千葉県北西部地震	M6.0 震源：千葉県北西部 震源の深さ：約73km	東京都足立区で震度5強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度5弱。白井市で重傷者1人、軽傷者は千葉市で2人、船橋市で1人、浦安市で1人。柏市では切れた電線により建物の屋根が部分焼。	午後4時35分千葉県北西部地震が発生。本市では小浜地区で60戸が断水。

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況
2011 平成 23	3.11	東北地方 太平洋沖 地震	M9.0 震源：三陸沖 震源の深さ： 約 24km	<p>県内最大震度は震度 6 弱。(成田市・印西市)</p> <p>県内の人的被害は、死者 22 人、行方不明者 2 人、負傷者 261 人。</p> <p>県内の建物被害は、全壊 801 棟、半壊 10,155 棟、一部損壊 55,080 棟、床上浸水 157 棟、床下浸水 731 棟、建物火災 18 件。</p> <p>※令和 2 年 3 月 10 日現在 消防庁調べ</p>	<p>市域の震度は 5 弱。</p> <p>水道管破裂 5 箇所、矢那地区で停電。(アカデミア変電所)</p> <p>人的被害なし。</p> <p>建物被害は床下浸水 1 件、一部損壊 8 件。</p> <p>漁業被害は海苔養殖施設 16 件、船舶 46 隻。(転覆 27 隻・陸乗り上げ 19 隻)</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日 18:30 分頃市役所付近において津波到達。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吾妻排水機場で 2.83m の津波 ・小櫃川遡上確認(小櫃堰) ・矢那川遡上確認(矢那川公園付近)
2012 平成 24	3.14	千葉県東 方沖地震	M6.1 震源：千葉県東 方沖 震源の深さ： 約 15km	<p>県内最大震度は震度 5 強。</p> <p>県内の人的被害は、死者 1 人、負傷者 1 人。</p> <p>県内の建物被害は、半壊 2 棟、一部損壊 219 棟。</p> <p>その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生。</p>	負傷者 1 人。
2018 平成 30	7.7	千葉県東 方沖の地 震	M6.0 震源：千葉県東 方沖 震源の深さ： 約 57km	<p>県内最大震度は震度 5 弱。</p> <p>県内での被害なし。</p>	本市での被害なし。
2019 令和元	5.25	千葉県北 東部の地 震	M5.1 震源：千葉県北 東部 震源の深さ： 約 38km	<p>県内最大震度は震度 5 弱。</p> <p>県内で軽傷者 1 人。(千葉市)</p>	本市での被害なし。

出典：木更津市地域防災計画

イ 想定地震

県では、平成 19 年度に、近い将来（今後約 100 年程度）に県に影響を与える可能性のある地震として、①東京湾北部地震 ②千葉県東方沖地震 ③三浦半島断層群による地震を想定し、「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。また、平成 26・27 年度には、④千葉県北西部直下地震 ⑤大正型関東地震による地震を想定し、「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。

そのうち、本市に最も大きな被害を与える東京湾北部地震を本計画の前提条件とする。

震源域の位置	東京湾北部
震源域の深さ	約 28km
マグニチュード	7.3
発生季節等	冬季 18 時、風速 9 m/s

ウ 被害予測結果

本市の震度は、概ね低地で震度 6 強、丘陵地で震度 6 弱と予測されている。また、液状化危険度は、概ね低地で「危険度が高い」、「危険度がやや高い」と予測されている。

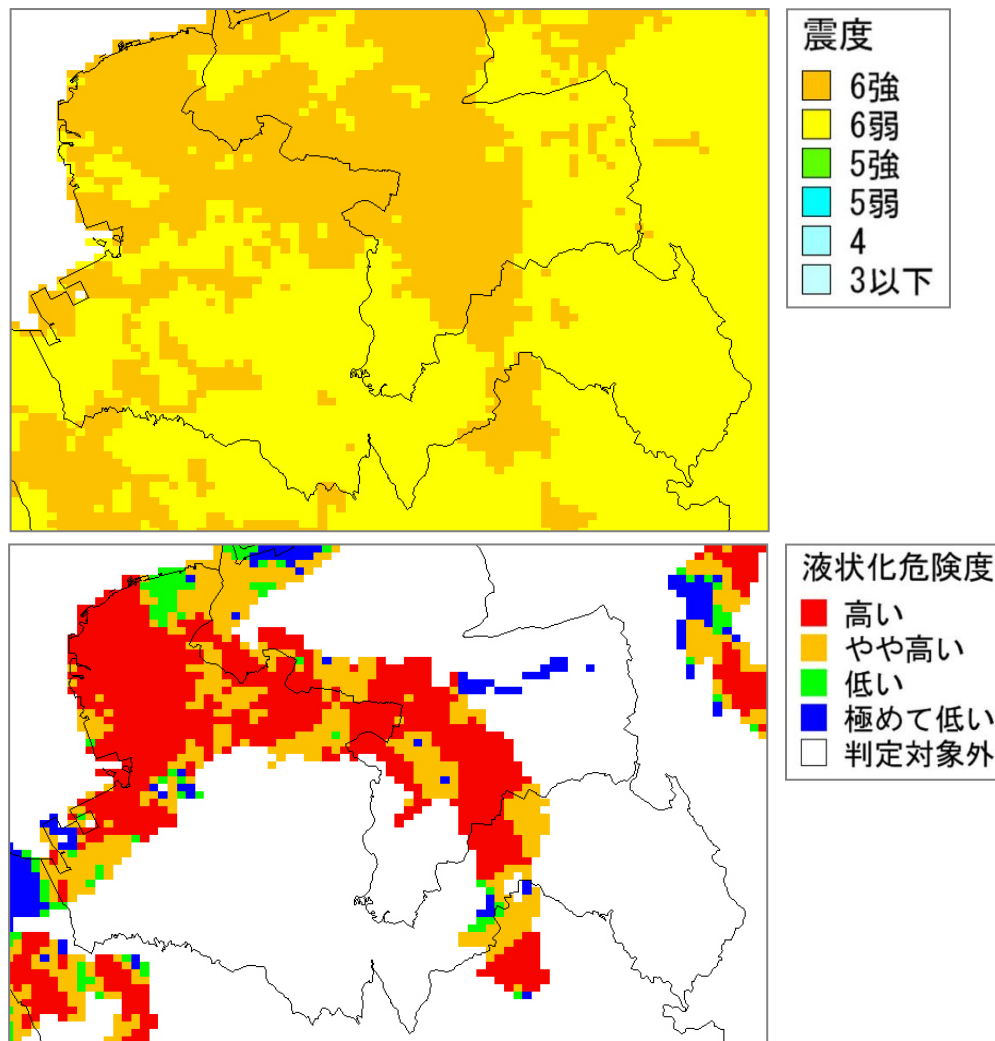


図 東京湾北部地震の予測震度と液状化危険度の分布

出典：木更津市地域防災計画

各被害想定結果は、次のとおりである。なお、被害想定は、あくまで想定した地震（必ず発生する地震ではない）やそれに伴う津波が発生するとどのような被害が発生するのかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の一つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

表 被害想定一覧

項目		数量	
原因別 建物 全壊棟数	揺れ	3,532 棟	
	液状化	116 棟	
	急傾斜地崩壊	15 棟	
	合計	3,663 棟	
火災	炎上出火	28 件	
	焼失棟数	全壊を含む	803 棟
		全壊を含まない	683 棟
人的被害	死者	建物被害	78 人
		火災	3 人
		急傾斜地崩壊	1 人
		ブロック塀等の転倒	2 人
		屋外落下物	0 人
		合計	84 人
		負傷者 (うち 重傷者)	建物被害
	火災		37(10) 人
	急傾斜地崩壊		13(6) 人
	屋内収容物の移転・転倒等		38(10) 人
	ブロック塀等の転倒		81(31) 人
	屋外落下物		1(0) 人
	合計	1,969(124) 人	
避難者(1日後)		47,748 人	
帰宅困難者(12時)		13,625 人	
エレベーター閉じ込め台数		79 台	
災害時要援護者死者		21 人	
自力脱出困難者		756 人	
震災廃棄物		31 万 t	

※合計は少数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある

工 想定津波

県では、平成 30 年 11 月に「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項」に基づく、「最大クラスの津波」が沿岸に到達した場合の浸水の区域（浸水域）及び水深（浸水深）を設定し、津波浸水想定図を作成している。本市の津波による浸水予測区域については、この津波浸水想定図を計画の前提条件とする。

なお、最大クラスの津波は、過去に千葉県沿岸に津波被害をもたらした地震や将来最大クラスの津波をもたらすと想定される次の 5 つの地震に基づき設定している。

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ①延宝房総沖地震<1677 年> | ②元禄関東地震<1703 年> |
| ③東北地方太平洋沖地震<2011 年> | ④房総半島南東沖地震<想定> |
| ⑤相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース 1、2、3）<想定> | |
| ※いずれも中央防災会議モデル | |

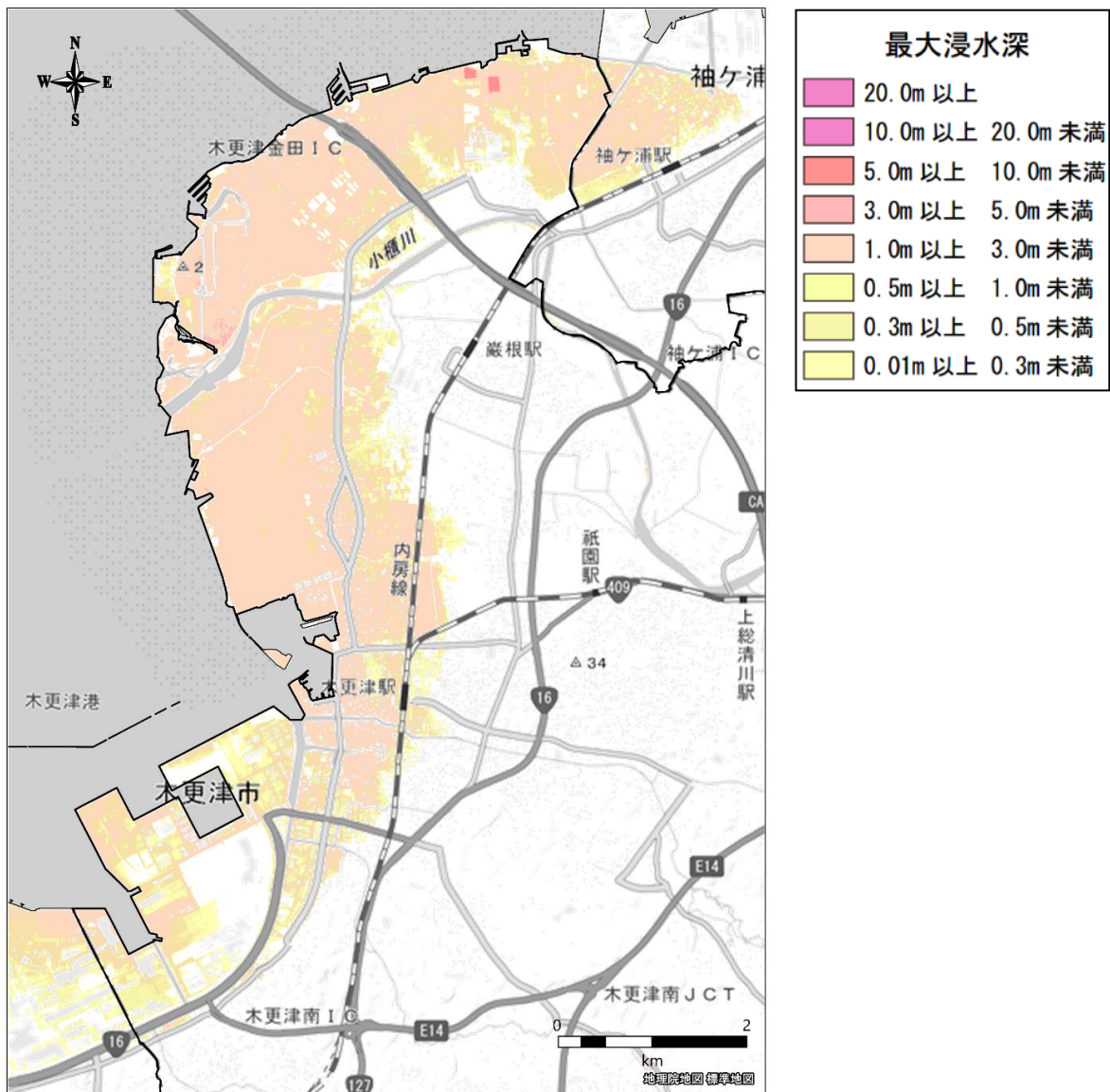


図 津波浸水予測区域（千葉県津波浸水想定図）

出典：地理院タイルに「千葉県 津波浸水想定(平成 30 年 11 月)」を追記して掲載

(2) 風水害(台風・大雨・洪水・高潮等)

ア 災害履歴

本市は、日本でも比較的温暖な房総半島にあるため、雪害を被ったことがほとんどない。現在、最も留意すべき気象災害は、がけ崩れ、台風や集中豪雨等の大雨による外水氾濫、内水氾濫である。

表 風水害等の履歴

年	月日	災害名	総降水量 最大時間降雨 量(木更津/が ら)	被害の状況						備考
				死者	負傷者	住家(戸)	田畑 (ha)	がけ 崩れ	その他 (件)	
1970 昭和45	7.1	集中豪雨				全壊6 半壊2 床上浸水298 床下浸水499	田畑388 畑17		橋梁7 鉄道2 船舶2	下望陀地区浸水、 自衛隊派遣要請、 災害救助法適用
1971 昭和46	8.31	台風 第23号				床上浸水3 床下浸水296	田畑85		港湾1	
1972 昭和47	8.31	集中豪雨				床上浸水18 床下浸水413	田畑55		道路32 橋梁4 水道3	
1974 昭和49	7.8	集中豪雨				全壊4 半壊2 一部破損7 床上浸水391 床下浸水2165	田畑154		道路60	
1977 昭和52	8.19	集中豪雨	69mm 26mm/h			半壊6 一部破損6 床上浸水22 床下浸水515	田畑17		道路109 橋梁 水道10	16~18日まで185mm
1979 昭和54	4.8	集中豪雨	96mm 80mm/h			一部破損30 床上浸水30 床下浸水940		1	道路3	
1979 昭和54	10.19	台風 第20号	75mm 10mm/h		重傷 2 軽傷 4	全壊9 半壊9 一部破損82 床上浸水7 床下浸水195	畑94		道路14 河川1	降水量は18~19日
1982 昭和57	9.10~ 12	台風 第18号	276mm 19mm/h			一部破損1 床下浸水103		10	道路46 河川20	
1984 昭和59	7.28	集中豪雨	57mm 27mm/h			床下浸水27				床下浸水木更津1・2丁目13戸 富士見1・2丁目4戸 中央1・3丁目10戸
1985 昭和60	7.1	台風 第6号	139mm 17mm/h			半壊6 一部破損34 床上浸水1 床下浸水41		有	道路42	降水量は6月29日から、 最大瞬間風速45m/s
1986 昭和61	8.4	台風 第10号	230mm 26mm/h			床上浸水5 床下浸水121		有	道路98	降水量は8月4~5日
1988 昭和63	8.10~ 12	大雨	279mm 51mm/h	2	5	全壊1 半壊1 一部破損10 床上浸水3 床下浸水102		63	道路167 河川439	日の出町で7世帯14人 避難
1989 平成元	7.1	集中豪雨	47mm 37mm/h			床上浸水1 床下浸水5		1	道路5	

年	月日	災害名	総降水量 最大時間降雨量 (木更津7/がス)	被害の状況						備考
				死者	負傷者	住家(戸)	田畑(ha)	がけ崩れ	その他(件)	
1989 平成元	8.1	集中豪雨	309mm 46mm/h			半壊2 一部破損3 床上浸水40 床下浸水890	田畑1309 畑96		道路133 河川48 水道2 農林道108	降水量は7月31日から、32世帯130人に避難勧告
1996 平成8	7.21	集中豪雨	164mm 44mm/h			床上浸水5 床下浸水13		1	道路8 河川2 水道1 農林道15	
1996 平成8	9.22	台風第17号	257mm 30mm/h		軽傷2	一部破損28 床上浸水32 床下浸水201		1	道路7 河川59 水道1	6世帯11人が自主避難
2004 平成16	10.9	台風第22号	199mm 26mm/h			床上浸水3 床下浸水6			道路11 河川3 農林道1	降水量は10月8~10日、11世帯22人が自主避難
2004 平成16	12.5	暴風				一部損壊多数				最大瞬間風速38.2m
2006 平成18	10.6~7	大雨洪水高潮	220mm 11.5mm/h					1 (真里谷)	道路7 河川6 農道1 その他1	6日の大雨に大潮が重なり、7日に高潮が発生。同日午後4時30分頃、非住家床下浸水3件発生(新田2丁目1件、貝淵1丁目2件)
2007 平成19	9.12	大雨	78mm 51.0mm/h			床下浸水5			道路1	住家被害:床下浸水5件(井尻2件、貝淵3丁目・桜井・朝日3丁目各1件)、非住家被害:床上浸水1件(朝日1丁目)、床下浸水2件(木更津2丁目)
2009 平成21	8.10	大雨	208.5mm 69.0mm/h 113.0mm/2h (15~17時) ※1						道路13 河川19 橋梁1	一時的に3戸孤立(真里谷1戸、茅野七曲2戸)
2011 平成23	8.7	大雨	(局地的大雨) 38.0mm/h ※2			床下浸水14件			道路冠水4 道路損壊3	鎌足・請西・中郷・桜井・八幡台地区で落雷により、広範囲にわたり停電
2013 平成25	10.15	台風第26号	364.0mm ※3 49.0mm/h ※2		軽傷1	住家一部損壊58 床上浸水26 床下浸水35	田8	3 (真里谷・草敷・畑沢)	道路4 河川22 農道79	矢那川流域の4,495世帯9,486人及び小櫃川流域の3,451世帯8,455人に避難勧告 土砂災害警戒区域40世帯344人
2014 平成26	10.5	台風第18号			軽傷1	住家一部損壊2				
2019 令和元	9.9	房総半島台風※4	162.0mm 52.5mm/h ※5		4	住家全壊2 半壊20 一部損壊3,848			道路損壊461 公共施設損壊102 その他5	停電最大23,000軒 断水最大60軒 避難所への避難者数最大62世帯、134人

年	月日	災害名	総降水量 最大時間降雨量 (木更津7/がス)	被害の状況					備考	
				死者	負傷者	住家(戸)	田畑(ha)	がけ崩れ		その他(件)
2019 令和元	10.12	東日本台風 ※4	227.0mm 27.5mm/h ※1		1	住家 半壊1 一部損壊345				停電最大1,100軒 避難所への避難者数 最大867世帯、1,687人
2019 令和元	10.25	10月25日 大雨 ※4	215.5mm 37.5mm/h ※1			住家 床下浸水2			橋梁1	避難所への避難者数 最大49世帯、108人

※1 観測地点：茅野七曲マイクロネット

※2 観測地点：君津土木事務所

※3 観測地点：矢那川ダム

※4 房総半島台風、東日本台風及び10月25日大雨の被害の状況は、令和2年5月14日現在の数値

※5 観測地点：木更津市消防本部

イ 令和元年房総半島台風(台風第15号)からの一連の台風被害

本市は、令和元年における令和元年房総半島台風(台風第15号)、令和元年東日本台風(台風第19号)及び10月25日大雨により、建物、ライフライン、交通で甚大な被害を受け、市民生活に大きな影響を与えた。

(ア) 人的被害

表 令和元年9月・10月の風水害における本市の人的被害

区分	人数	備考	
令和元年房総半島台風 (台風第15号)	死者	0人	
	負傷者	4人	
	避難所への 避難者数	最大62世帯 134人	避難所開設数 全15か所(最大)
令和元年東日本台風 (台風第19号)	死者	0人	
	負傷者	1人	
	避難所への 避難者数	最大867世帯 1,687人	避難所開設数 全29か所(最大)
10月25日大雨 (台風第21号)	死者	0人	
	負傷者	0人	
	避難所への 避難者数	最大49世帯 108人	避難所開設数 全30か所(最大)
	帰宅困難者	中央公民館(JR木更津駅 西口スパークルシティ木 更津6階)で最大64名 を受け入れ	JR内房線及び久留里 線の運転見合わせに 伴う

出典：木更津市「台風等による被害状況検証報告書」(令和2年3月)をもとに作成

(イ) 建物被害

表 令和元年9月・10月の風水害における本市の建物被害

区分		被害状況	備考
令和元年房総半島台風 (台風第15号)	一部損壊	3,848件	※屋根の損壊 3,651件 ※公共施設の損壊 102件
	過半損壊	20件	
	全壊	2件	
令和元年東日本台風 (台風第19号)	一部損壊	345件	※公共施設の損壊 公民館等で雨漏り等 の軽微な破損
	過半損壊	1件	
	全壊	0件	
10月25日大雨 (台風第21号)	床下浸水	2件	※公共施設の損壊 特に無し

出典：木更津市「台風等による被害状況検証報告書」(令和2年3月)をもとに作成

(ウ) ライフライン被害

表 令和元年9月・10月の風水害における本市のライフライン被害

区分		被害状況	備考
令和元年房総半島台風 (台風第15号)	停電	最大23,000軒	※停電期間 9/9 02:03頃から 9/26 16:36
	断水	最大60軒	
令和元年東日本台風 (台風第19号)	停電	最大1,100軒	※停電期間 10/12 06:15頃から 10/15 17:56
	断水	0軒	
10月25日大雨 (台風第21号)	停電	0軒	
	断水	0軒	

出典：木更津市「台風等による被害状況検証報告書」(令和2年3月)をもとに作成

(エ) 交通被害

表 令和元年9月・10月の風水害における本市の交通被害

区分		被害状況	備考
令和元年房総半島台風 (台風第15号)	道路通行止め	16件	市道 9件 林道 7件
	道路損壊	461件	※損壊、浸水・冠水、 倒木などによる 通行支障
令和元年東日本台風 (台風第19号)	道路通行止め	4件	林道 4件
10月25日大雨 (台風第21号)	道路通行止め	6件	市道 4件 林道 2件
	道路損壊	橋梁1箇所	※台風第15号被災箇所 の増破有り

出典：木更津市「台風等による被害状況検証報告書」(令和2年3月)をもとに作成

ウ 洪水の想定

本市内には二級河川である小櫃川や矢那川が流れており、大雨により河川沿いの低地で浸水被害が生じるリスクがある。

県では、平成 27 年 5 月及び令和 3 年 7 月に改正された水防法（昭和 24 年法律第 193 号）により、小櫃川と矢那川、浮戸川、烏田川、畑沢川において、想定される最大規模の大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される区域について公表している。想定では、河川周辺の低地部を中心に広範囲で浸水が想定されている。

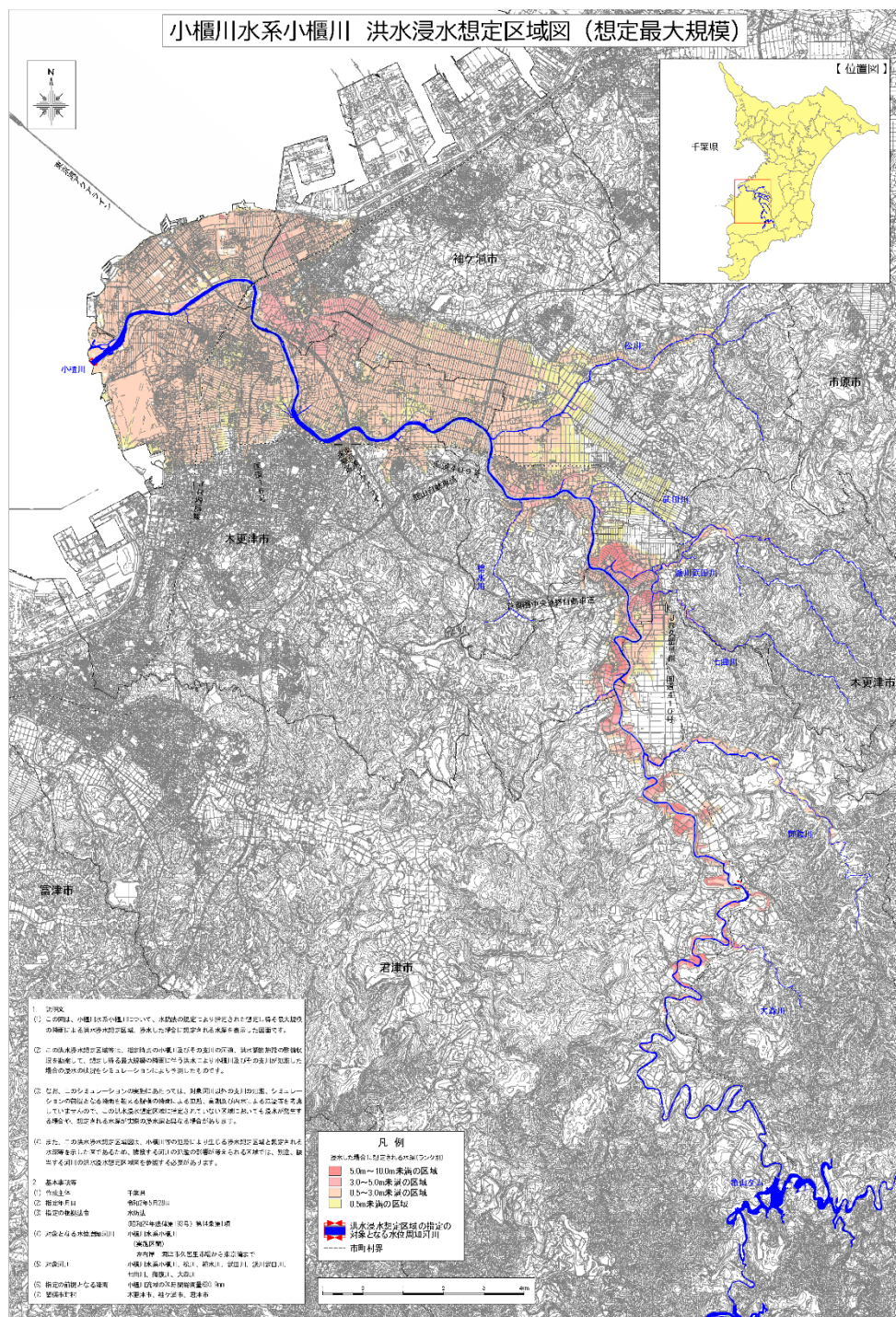


図 小櫃川水系小櫃川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
 出典：千葉県「小櫃川水系小櫃川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（令和 2 年 5 月）

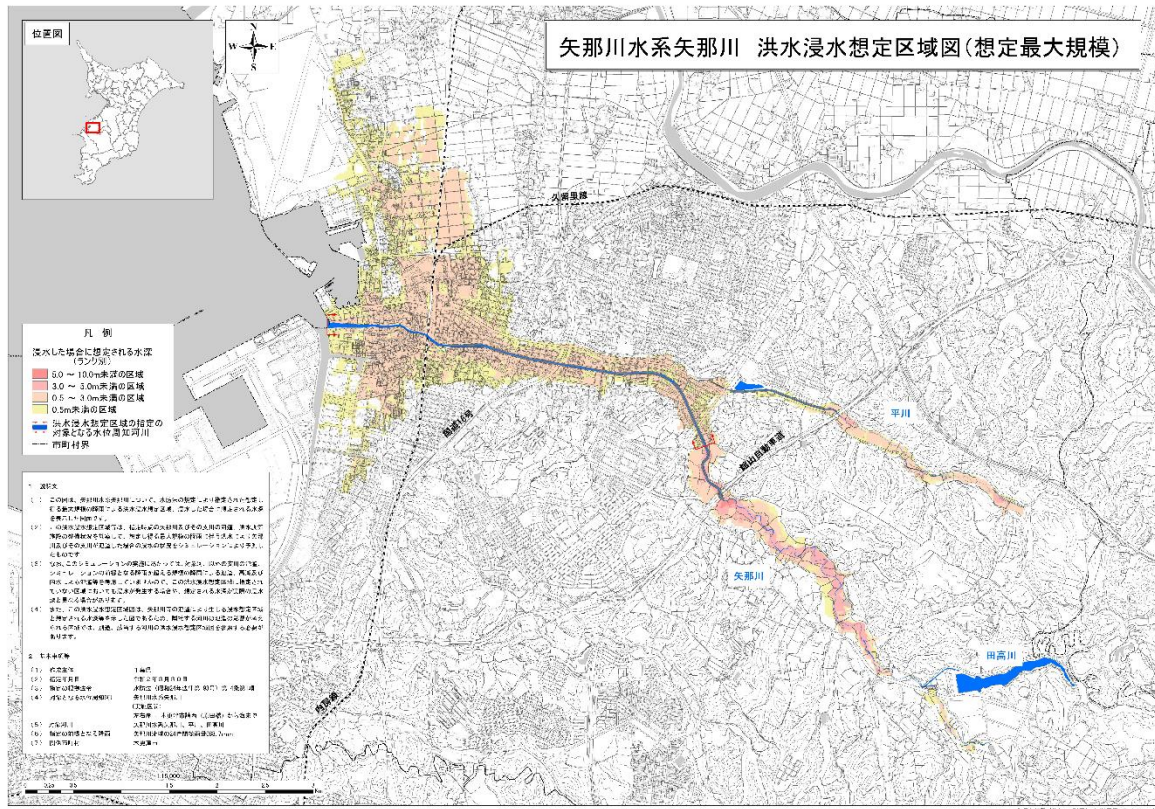


図 矢那川水系矢那川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

出典：千葉県「矢那川水系矢那川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」(令和2年3月)

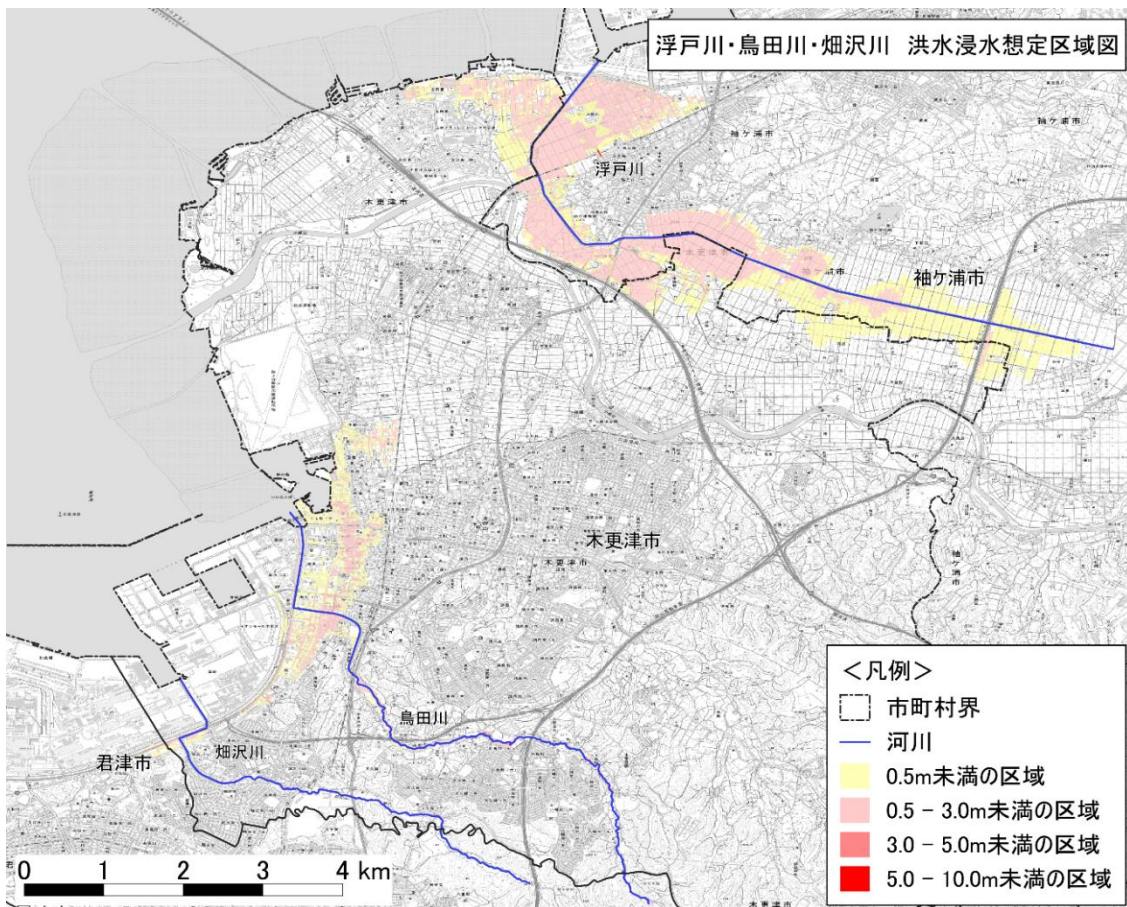


図 浮戸川・烏田川・畑沢川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

出典：千葉県「矢那川水系矢那川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」(令和4年3月)を基に作成

工 高潮の想定

県では、平成 27 年 5 月に改正された水防法（昭和 24 年法律第 193 号）により、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が、海岸や河川から発生した場合に、東京湾沿岸〔千葉県区間〕において浸水が想定される区域での浸水の深さ（浸水深）を令和 4 年 6 月に指定している。

想定によると、本市沿岸部から国道 16 号付近にかけて広範囲で浸水が想定されている。

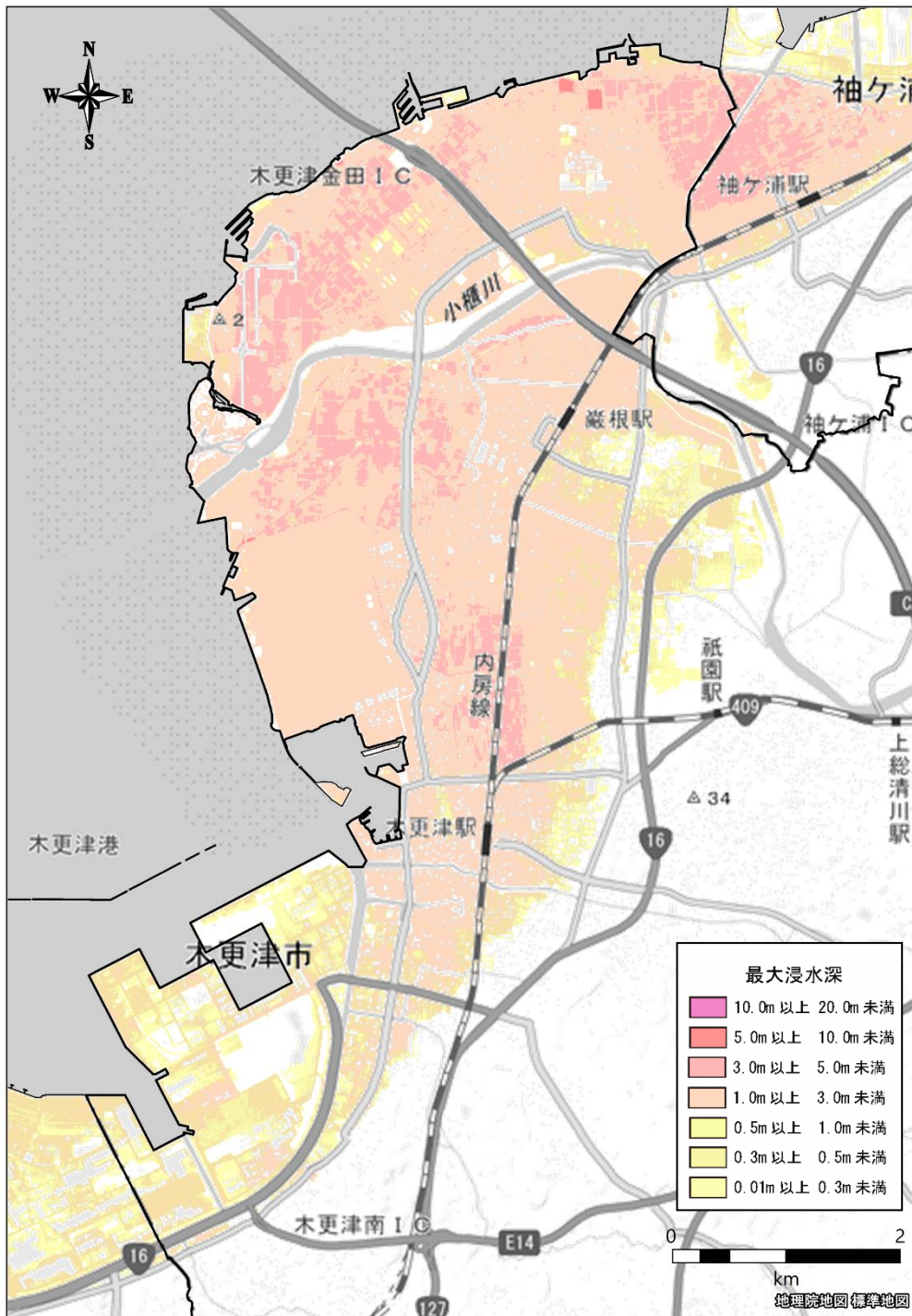


図 高潮浸水想定区域図（千葉県高潮浸水想定区域図）

出典：地理院タイルに「千葉県 高潮浸水想定区域図(平成 30 年 11 月)」を追記して掲載

オ 土砂災害

本市の土砂災害警戒区域は、275箇所（急傾斜地の崩壊231箇所、土石流44箇所）、土砂災害特別警戒区域は260箇所（急傾斜地の崩壊227箇所、土石流33箇所）が指定されている（令和3年3月19日時点）。

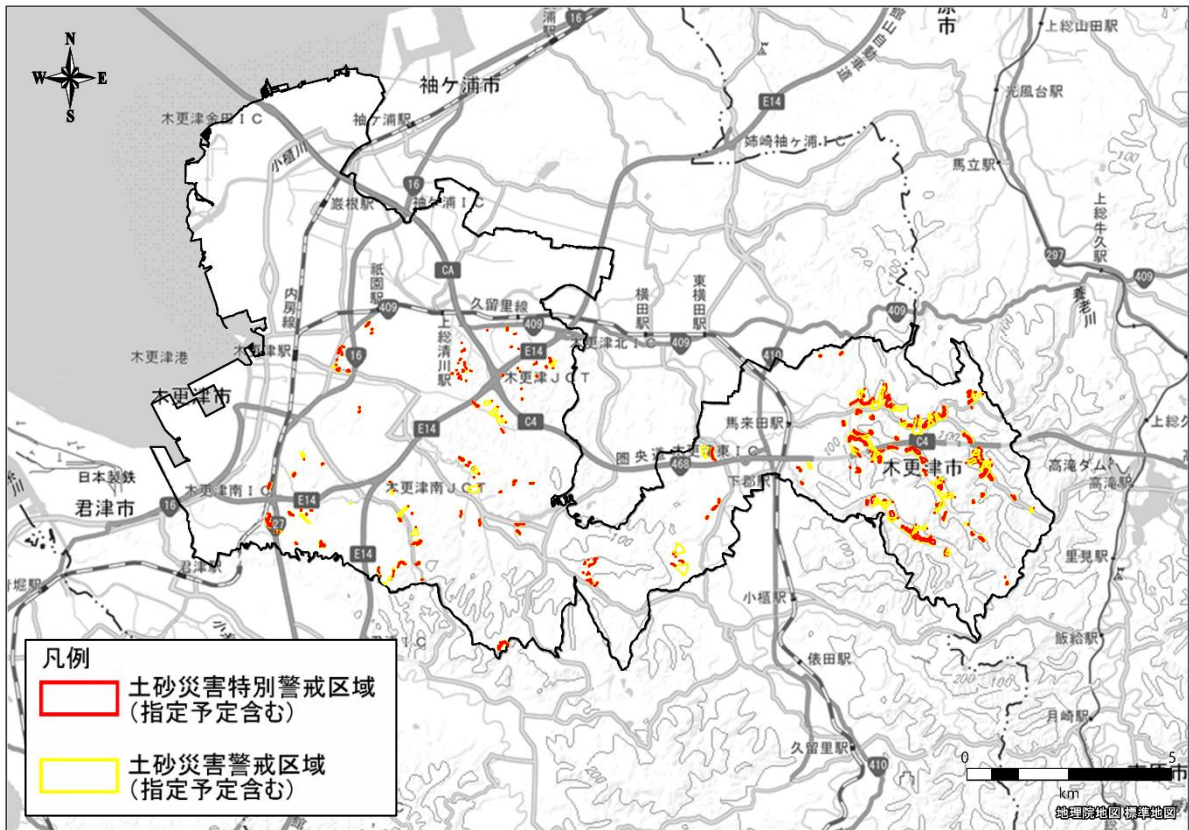


図 木更津市土砂災害警戒区域等

出典：地理院タイルに「土砂災害警戒区域等（木更津市）」を追記して掲載

カ 火山災害

富士山頂で噴火が発生した場合、本市では2cm～10cmの降灰が想定されている。

気象庁が公開している「降灰予報で使用する降灰量階級表」によれば、降灰が1mmを超えると、呼吸器などの異常を訴える人が出てくるなど健康支障が出始める。また、路面は完全に火山灰に覆われ、視界不良のため運転が困難になるほか、火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止の恐れがあるとされている。

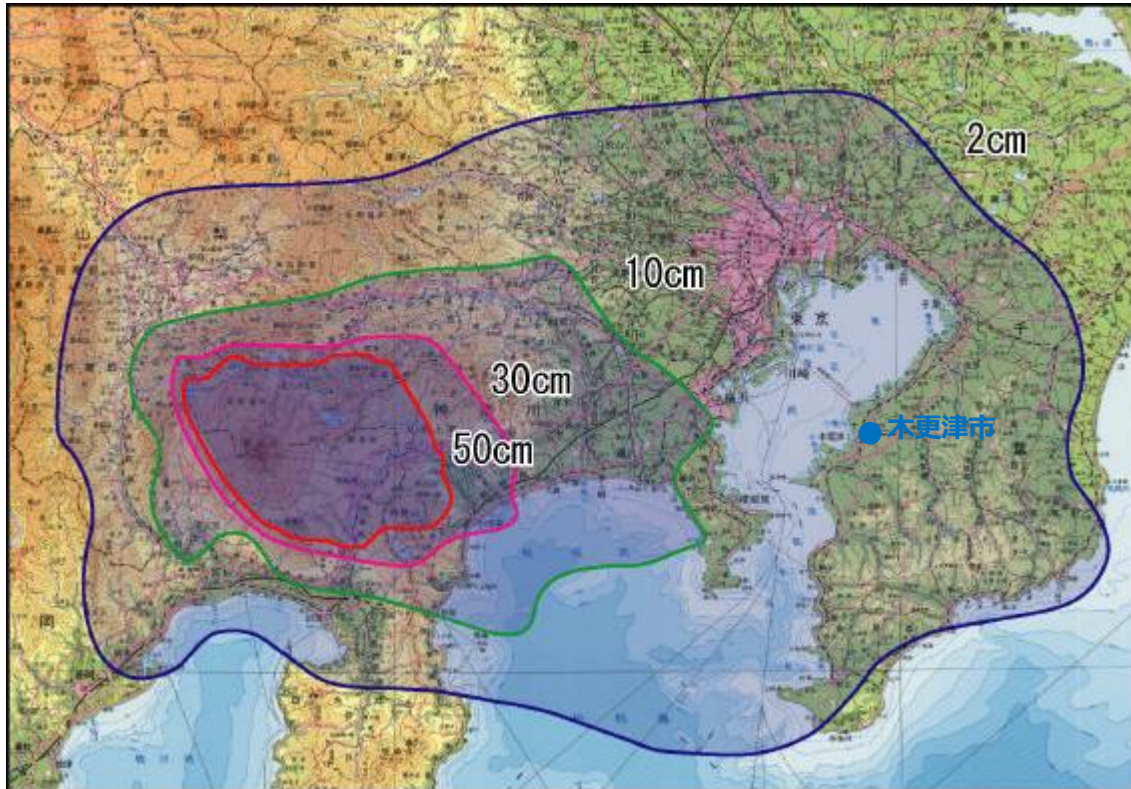


図 降灰可能性マップ

※季節により風向きが変わるため、火山灰の到達範囲は変わるが、上図は全ての季節を重ねて描いているため、実際の降灰範囲は異なる場合がある。

出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書 平成16年6月

キ 渇水

記録的な少雨等による取水制限や給水制限を伴う渇水が生じた場合、市内産業や農業への影響が予想されるほか、病院の診療や消防活動等にも影響を及ぼす可能性がある。

2-2 施策分野の決定

脆弱性評価は、国土強靱化基本法において国土強靱化に関する施策分野ごとに行うこととされている。

本計画における施策分野は、「千葉県国土強靱化地域計画」を基本としつつ、平成30年12月に見直された「国土強靱化基本計画」を参考に設定した。

表 施策分野の設定

個別施策分野 (10)	横断的分野 (5)
① 行政機能/消防等/防災教育等	⑪ リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	⑫ 人材育成
③ 保健医療・福祉	⑬ 官民連携
④ エネルギー	⑭ 老朽化対策
⑤ 情報通信	⑮ 少子高齢化対策
⑥ 産業構造	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農林水産	
⑨ 地域保全	
⑩ 環境	

2-3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

脆弱性評価は、国土強靱化基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。本計画においては、「国土強靱化基本計画」の45のリスクシナリオを参考にしつつ、本市の地域特性や本計画において想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、41のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を次の通り設定した。また、各リスクシナリオに対する施策分野を併せて示した。

表 本市におけるリスクシナリオ及び施策分野

事前に備えるべき目標 (8)		リスクシナリオ (41)		施策分野
1	直接死を最大限防ぐ (6)	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	①、②、③、⑦、⑪、⑫
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	①、②、③、⑪、⑫、⑬
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	①、⑤、⑨、⑪
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	①、⑧、⑨、⑪
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	①、⑦、⑧、⑨、⑪
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	①、⑤、⑪
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (7)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	①、②、④、⑦、⑬、⑭
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	①、⑦、⑪
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	①、⑦、⑪、⑫、⑬
		2-4	想定を超える帰宅困難者の発生、混乱	②、⑦

事前に備えるべき目標 (8)		リスクシナリオ (41)		施策分野
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (7)	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	①、③、⑦
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生 ※パンデミック	①、②、③、⑪
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	①、③、⑪、⑭、⑮
3	必要不可欠な行政機能は確保する (2)	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	①
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	①、④、⑦、⑪、⑫、⑮
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する (3)	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	④、⑤
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	⑤
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	①、③、⑤、⑪、⑮
5	経済活動を機能不全に陥らせない (6)	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	⑥、⑦
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	④、⑥、⑦、⑬
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	④、⑬
		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	⑦
		5-5	食料等の安定供給の停滞	⑧
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響	②
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる (5)	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止	④、⑥、⑫、⑬
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	②、⑭
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	②、⑩、⑭
		6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	⑦、⑧、⑭
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	⑧、⑨
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない (6)	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	①、②、⑪
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	④、⑤、⑩、⑬
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	①、⑦
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	⑧、⑨
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	⑤、⑥、⑧、⑩
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	⑧
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する (6)	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	⑩
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	①、⑦、⑫、⑬、⑮
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	②、⑨
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失	①、②、⑨、⑪
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	②、⑨、⑪
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	⑤

2-4 脆弱性の分析・評価

リスクシナリオを回避するための施策及び個別施策ごとの課題や進捗状況を総合計画や個別計画、庁内照会等により把握し整理した。この時に、施策の状況を把握するため、定量的な「重要業績指標」を必要に応じて設定した。

次に、縦軸に41のリスクシナリオを、横軸に15の施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、リスクシナリオごと、施策分野ごとの評価を実施した。

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果は、「第3章 リスクへの対応方策」で対応方策と合わせて示した。

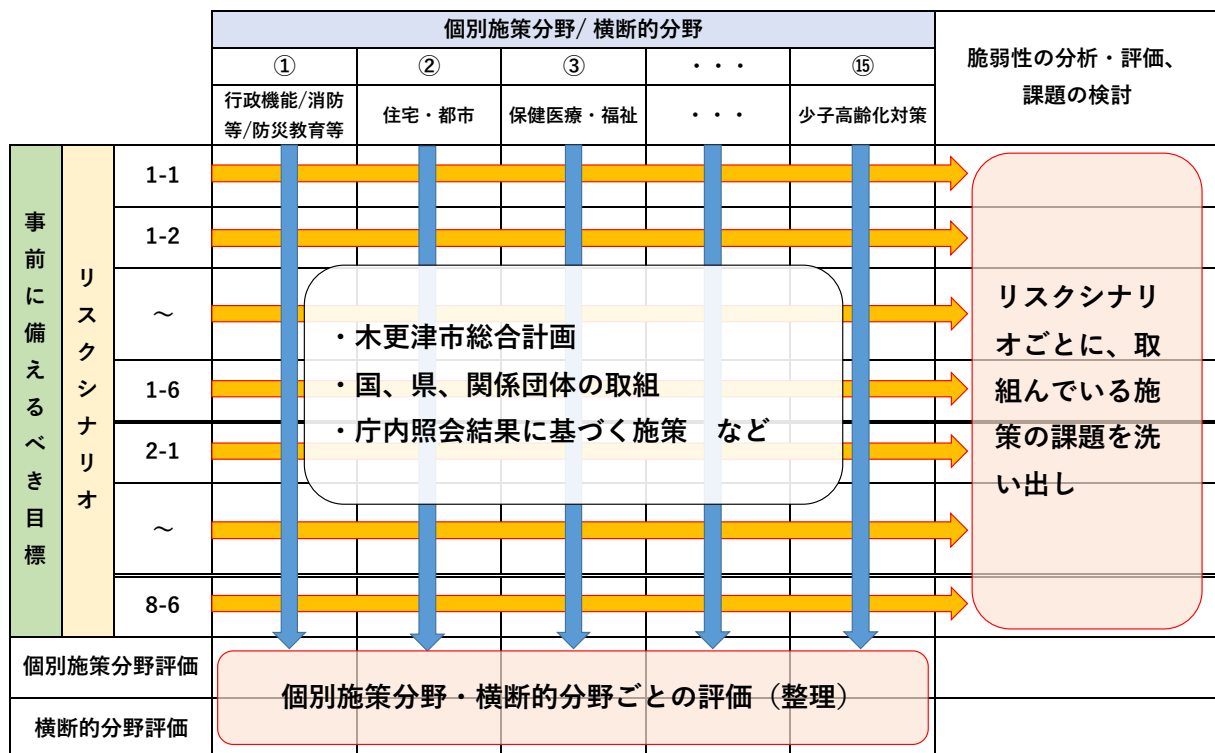
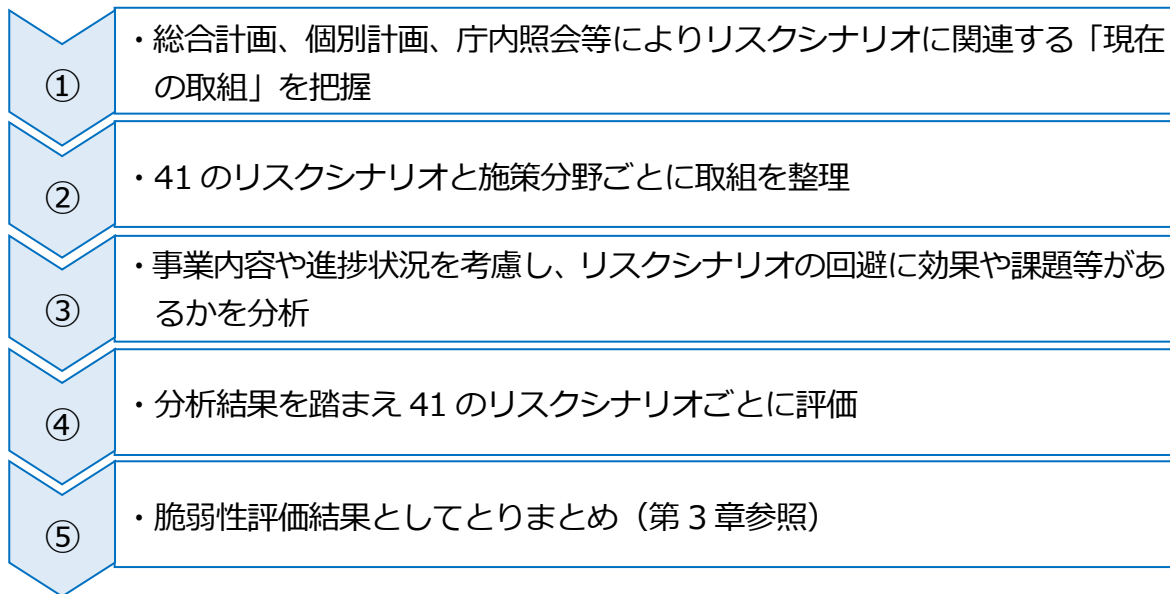


図 評価の実施手順のイメージ

2-5 重点化するリスクシナリオの選定

(1) 重点化の方法

限られた資源で、2-4で分析・評価した脆弱性への対応方策を推進し、効率的・効果的に国土強靭化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

重点化するシナリオは、「国・県の重点化プログラム」、「緊急度」、「影響の大きさ」、「施策の進捗状況」を踏まえるとともに、「令和元年度の一連の台風被害等による課題と教訓」も踏まえ選定した。

選定に係る5つの視点

- | |
|--|
| ① 市民の生命等に関わるものなど、緊急性が高い事業 |
| ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業 |
| ③ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業 |
| ④ 令和元年度の一連の台風被害等による課題と教訓を踏まえた事業 |
| ⑤ 国・県の強靭化への寄与 |

(2) 重点化すべきリスクシナリオ

41のリスクシナリオについて、上記(1)の視点に基づき、重点化すべきリスクシナリオを次のとおり選定した。

表 重点化すべきリスクシナリオ（網掛けのリスクシナリオ）

事前に備えるべき目標 (8)		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）（41）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事前に備えるべき目標 (8)		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）（41）	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第3章 リスクへの対応方策

前章の脆弱性の分析・評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために、今後何をすべきが必要となる施策を検討し、リスクシナリオごとに対応方策として取りまとめた。

目標 1 : 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

<1>地震対策の推進

○地震対策の推進【施策分野 ①、⑪】

市民の防災意識の向上を図るため、各地域における液状化などの災害リスクや住宅の液状化対策工法などを「ホームページ」や「液状化しやすさマップ」などを通じ、分かりやすく市民に伝える。

<2>住宅・建築物等の耐震化

○学校施設の非構造部材耐震化【施策分野 ②】

市立学校のつり天井の非構造部材の落下防止を含む安全対策を図るため、早期に学校施設の耐震化を図る。

○社会体育施設の耐震化【施策分野 ②】

市営体育施設のうち、市民体育館を除く、旧耐震基準により建築されたその他の体育施設に関して、耐震診断及び改修工事について必要性の検討を促進する。

特定建築物に当てはまらず、旧耐震基準により建築され供用を継続している2施設は、「施設長寿命化計画」、「再配置計画」等の諸計画と整合を図りつつ、耐震診断及び改修工事について必要性の検討を促進する。

○社会教育施設の耐震化【施策分野 ②】

社会教育施設の耐震性の向上を図る。

○住宅・建築物の耐震化の促進【施策分野 ②】

特定建築物については、県と連携して耐震化を促進する。また、住宅については、耐震診断、耐震改修支援事業により、県と連携して耐震化を促進する。さらに、耐震化の促進と合わせて木造住宅リフォーム事業により、耐震性向上と同時に住宅の長期にわたる維持保全を図る。

ブロック塀等対策事業により、避難路等に面する危険なブロック塀等の撤去やフェンスへの改修を促進する。

公共建築物については、計画的かつ重点的に耐震診断を実施していく。

つり天井の非構造部材の脱落防止対策などの安全対策については、建築基準法による定期報告の機会を捉えてその対策を促す。

○医療施設の耐震化【施策分野 ③】

大規模地震等により医療機能を提供できない事態を避けるため、実態を把握し、所有者等への啓発に努め、病院の耐震化を促進する。

○社会福祉施設の耐震化【施策分野 ③】

社会福祉施設（救護施設等）の耐震化を促進し、安全性を確保する。

<3> 宅地の耐震化

○宅地の耐震化の推進【施策分野 ②】

大規模盛土造成地マップを基に、危険度の判定等を行い、滑動崩落の危険が高い宅地は、順次耐震化の検討を進めていく。

<4> 避難路・避難場所の確保

○無電柱化の推進【施策分野 ⑦】

大規模災害時に被害を受けやすい電柱については、緊急輸送道路にアクセスする市道の無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る。

<5> 空家等対策の推進

○空家等対策の推進【施策分野 ②】

適切な管理がされていない空家は、災害時に倒壊や火災、落下物などが発生する恐れがあるため、「木更津市空家等対策計画」に基づき、空家の実態把握、空家の管理者への指導・助言、空家の利活用の推進など、管理不全の空家の発生抑制・解消を図る。

<6> 二次被害の防止

○被災宅地危険度判定の充実【施策分野 ②、⑫】

県と連携し、被災宅地危険度判定士の養成講習会及び実務研修を開催するなど、判定体制の充実を図る。

○被災建築物応急危険度判定の充実【施策分野 ②、⑫】

県と連携し、被災建築物応急危険度判定士の養成講習会や判定士実務研修等への積極的な参加を促進し、判定体制の充実を図る。

<7> 地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

<1> 火災予防対策

○火災予防対策等の推進【施策分野 ②】

震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、防災品の使用促進、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する。

＜2＞施設の耐震化

○消防施設の耐震化【施策分野 ①】

本市の消防施設の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。

＜3＞消防力の強化

○緊急消防援助隊の車両整備等【施策分野 ①】

消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。

○消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化【施策分野 ①、⑫、⑬】

消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化を図るとともに、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する。

○常備消防力の強化【施策分野 ①】

消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。

＜4＞密集市街地の解消

○密集市街地の解消【施策分野 ②】

火災発生時に延焼により被害が拡大する可能性の高い密集市街地の改善のため、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業及び市街地再開発事業の可能性について検討を行う。

＜5＞住宅・建築物等の耐震化

○社会体育施設の耐震化【施策分野 ②】（再掲）

市営体育施設のうち、市民体育館を除く、旧耐震基準により建築されたその他の体育施設に関して、耐震診断及び改修工事について必要性の検討を促進する。

特定建築物に当てはまらず、旧耐震基準により建築され供用を継続している2施設は、「施設長寿命化計画」、「再配置計画」等の諸計画と整合を図りつつ、耐震診断及び改修工事について必要性の検討を促進する。

○社会教育施設の耐震化【施策分野 ②】（再掲）

社会教育施設の耐震性の向上を図る。

○住宅・建築物の耐震化の促進【施策分野 ②】（再掲）

特定建築物については、県と連携して耐震化を促進する。また、住宅については、耐震診断、耐震改修支援事業により、県と連携して耐震化を促進する。さらに、耐震化の促進と合わせて木造住宅リフォーム事業により、耐震性向上と同時に住宅の長期にわたる維持保全を図る。

ブロック塀等対策事業により、避難路等に面する危険なブロック塀等の撤去やフェンスへの改修を促進する。

公共建築物については、計画的かつ重点的に耐震診断を実施していく。

つり天井の非構造部材の脱落防止対策などの安全対策については、建築基準法による定期報告の機会を捉えてその対策を促す。

○医療施設の耐震化【施策分野 ③】（再掲）

大規模地震等により医療機能を提供できない事態を避けるため、実態を把握し、所有者等への啓発に努め、病院の耐震化を促進する。

○社会福祉施設の耐震化【施策分野 ③】（再掲）

社会福祉施設（救護施設等）の耐震化を促進し、安全性を確保する。

＜6＞二次被害の防止

○被災宅地危険度判定の充実【施策分野 ②、⑫】（再掲）

県と連携し、被災宅地危険度判定士の養成講習会及び実務研修を開催するなど、判定体制の充実を図る。

○被災建築物応急危険度判定の充実【施策分野 ②、⑫】（再掲）

県と連携し、被災建築物応急危険度判定士の養成講習会や判定士実務研修等への積極的な参加を促進し、判定体制の充実を図る。

＜7＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

＜1＞避難対策の充実

○津波対策の推進【施策分野 ⑨】

海抜表示板の設置を行うとともに津波が発生した際に、津波対応や市民等の迅速な避難行動ができるよう、県が想定した津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータをもとに、津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直し及び市域を越えた避難体制の構築を行う。

○津波避難ビルの指定【施策分野 ①】

避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波からの避難を確実にするため、津波避難ビルの指定や津波避難行動の啓発や住民への避難誘導體制の構築を進める。

○津波・高潮ハザードマップ作成・周知【施策分野 ⑨】

想定し得る最大規模の津波に係る浸水想定の設定、また、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸について、想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域の指定等に基づくハザードマップの作成及び周知を図る。

＜2＞浸水範囲の軽減

○海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進【施策分野 ⑨】

津波や高潮からの防護に必要な海岸保全施設が、今後大量に施設更新時期を迎えるため、維持管理費用の縮減化や各年の維持管理費の平準化を目的とした長寿命化計画に基づき、計画的な施設の維持管理や修繕、更新等を進める。

○海岸保全施設整備による、津波・高潮・侵食対策【施策分野 ⑨】

県と連携して海岸保全施設を整備し、津波・高潮・侵食に対して、計画的かつ着実に対策を進める。また、水門、樋門の自動化等の状況を踏まえ、この推進等により、確実な運用体制の構築や操作員の安全の確保を図る。特に津波に対する防護水準を満たさない施設については、迅速に整備を進める。

○海岸保全施設の耐震・液状化対策【施策分野 ⑨】

県と連携して海岸保全施設の耐震・液状化対策等を計画的かつ着実に進め、これにより防護機能の低下による浸水被害を防止する。

○河川管理施設の地震・津波対策【施策分野 ⑨】

水門施設の定期点検を実施し、施設の異常や損傷が発見された際は補修・修繕を行う。

＜3＞災害関連情報提供体制の整備

○災害情報の収集・伝達手段の多様化【施策分野 ⑤】

災害発生時には停電等の様々な事案が発生することから、情報収集においては、災害ネット等を活用した情報管理の効率化や、「木更津市 DX 推進計画」に基づく災害時の仕組みの構築を行う。

また、情報発信においても、防災行政無線やLアラート、市公式ホームページ、市公式アプリ「らぶナビ」、きさらび安心・安全メール、コミュニティFM等のほか、市民が容易に、様々な媒体に必要な災害情報を入手できる環境を構築する。

○外国人市民・外国人旅行者に対する災害情報の迅速な伝達【施策分野 ⑤】

外国人市民が災害発生時に適切な避難行動等がとれるよう、平時から「やさしい日本語」で防災に関する情報を市ホームページ等で発信するなど、防災知識の普及を図る。また、災害時は外国人市民や外国人旅行者に対して、迅速に「やさしい日本語」による情報提供を行うとともに、外国人避難者への相談対応等の体制を整備する。

＜4＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

<1> 避難対策の充実

○大規模水害対策の推進【施策分野 ⑨】

洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策をさらに推進する。

○洪水ハザードマップの作成・周知【施策分野 ⑨】

洪水により相当な損害を生ずるおそれのある小櫃川・矢那川において、想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの作成・周知を図る。

○内水ハザードマップの作成・周知【施策分野 ⑨】

浸水想定区域の見直しが反映された内水ハザードマップを作成し、地域住民への周知を図る。

<2> 浸水範囲の軽減

○水害に強い地域づくり（河川）【施策分野 ⑨】

水害による被害を最小限にするため、市が管理する河川及び排水路について、河道内に生育した樹木や堆積土砂の除去等、維持管理を実施する。

○河川管理施設の維持管理・更新【施策分野 ⑨】

市が管理する河川管理施設の巡視・点検、排水機場等の定期点検を実施し、異常や損傷箇所が発見された際は補修・修繕を行い適切に維持管理する。

○海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進【施策分野 ⑨】（再掲）

津波や高潮からの防護に必要な海岸保全施設が、今後大量に施設更新時期を迎えるため、維持管理費用の縮減化や各年の維持管理費の平準化を目的とした長寿命化計画に基づき、計画的な施設の維持管理や修繕、更新等を進める。

○海岸保全施設整備による、津波・高潮・侵食対策【施策分野 ⑨】（再掲）

県と連携して海岸保全施設を整備し、津波・高潮・侵食に対して、計画的かつ着実に対策を進める。また、水門、樋門の自動化等の状況を踏まえ、この推進等により、確実な運用体制の構築や操作員の安全の確保を図る。特に津波に対する防護水準を満たさない施設については、迅速に整備を進める。

○水害に強い地域づくり（下水道）【施策分野 ⑨】

下水道（雨水）施設の整備を促進する。

○集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備【施策分野 ⑧】

農村地域の災害未然防止や地域保全・多面的機能確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進する。

<3> 災害関連情報提供体制の整備

○雨量・河川水位の情報伝達【施策分野 ⑨】

頻発する局地的豪雨による被害を最小限にするため、市民に対し迅速な情報提供を行う。

＜4＞関係機関等との連携強化

○広域的避難の枠組整備【施策分野 ①】

住民を広域的に避難させる枠組みの整備に向け、千葉県、他市町村、防災関係機関等の関係機関を連携・協力しながら検討を進める。

＜5＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

＜1＞ため池の整備

○ため池の耐震化【施策分野 ⑧】

被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため千葉県と連携して、耐震対策を推進する。

＜2＞土砂災害防止対策

○激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策【施策分野 ⑨】

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命・財産を守るため、千葉県と連携し、急傾斜地崩壊対策等のハード整備を促進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える。

また、千葉県と連携し、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進など、ソフト対策による警戒避難体制の充実を図る。

○土砂災害の防止【施策分野 ⑨】

がけ崩れ等による人命や財産を守るため、危険住宅の実態を把握し、「木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱」に基づく補助金を交付し、移転等を促進する。また、危険住宅リストも再度見直し、災害時に向けた体制を確保する。

○盛土の崩落を防ぐ安全対策【施策分野 ⑨】

「木更津市立地適正化計画」に基づき適正な土地利用を促進するとともに、都市計画法や森林法などの法令に違反する不適正な盛土による崩落や地すべり、残土及び再生土による埋立ての汚染物質の混入や不適正な堆積構造による崩落を防止するため、また、千葉県と連携し、監視の強化と事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の徹底等を図る。

＜3＞避難対策の充実

○土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備【施策分野 ⑨】

土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即し、自治会等、同一の避難行動を取るべき地域を特定するとともに、警戒、避難誘導、救護の方法を「木更津市地域防災計画」等により明確化し、住民への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの作成、情報収集伝達体制の点検整備等により、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう警戒避難体制の強化を図る。

＜4＞噴火による降灰対策

○富士山噴火による降灰対策【施策分野 ⑦】

富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。

＜5＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

＜1＞災害関連情報提供体制の整備

○災害情報の収集・伝達手段の多様化【施策分野 ⑤】（再掲）

災害発生時には停電等の様々な事案が発生することから、情報収集においては、災害ネット等を活用した情報管理の効率化や、「木更津市 DX 推進計画」に基づく災害時の仕組みの構築を行う。

また、情報発信においても、防災行政無線やLアラート、市公式ホームページ、市公式アプリ「らづナビ」、きさらび安心・安全メール、コミュニティFM等のほか、市民が容易に、様々な媒体で必要な災害情報を入手できる環境を構築する。

○外国人市民・外国人旅行者に対する災害情報の迅速な伝達【施策分野 ⑤】（再掲）

外国人市民が災害発生時に適切な避難行動等がとれるよう、平時から「やさしい日本語」で防災に関する情報を市ホームページ等で発信するなど、防災知識の普及を図る。また、災害時は外国人市民や外国人旅行者に対して、迅速に「やさしい日本語」による情報提供を行うとともに、外国人避難者への相談対応等の体制を整備する。

＜2＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

目標 2 : 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

<1> 断水対策

○上水道施設の耐震化等の推進【施策分野 ②、⑭】

浄水施設については、優先順位を定めて耐震性能の低い施設の耐震化を推進していく。

送配水施設については、老朽管の更新に合わせ耐震化を推進するとともに、配水池などの水道貯水施設の整備や耐震化を進めて緊急時の水道水を確保する。

○応急給水体制の充実【施策分野 ②】

水道災害相互応援協定による応急給水体制の充実を図る。

飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置、災害協力井戸等の整備を検討する。

<2> 関係機関等との連携強化

○支援物資の調達・供給体制の構築【施策分野 ⑦、⑬】

民間物流施設の活用、協定の締結等により、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築し、実効性を高める。

○輸送手段の確保【施策分野 ⑦、⑬】

災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める。

<3> 備蓄品の確保

○燃料の仮貯蔵等【施策分野 ①】

震災時等において、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるように、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る。

○自家発電設備の整備【施策分野 ④】

災害時等に備えて需要家側の燃料タンクや自家発電設備の整備等の推進を図る。

○備蓄品の確保【施策分野 ①、⑬】

家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促し、県と市が協調して計画的な備蓄に取り組むとともに、地方公共団体・国・民間事業者等が連携した供給体制を構築する。

<4> 交通の確保

○道路施設の老朽化対策【施策分野 ⑦、⑭】

災害時の物資輸送に資する交通機能を確保するため、道路施設の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修・修繕をさらに推進し、適切な維持管理を実施する。

○道路の法面对策【施策分野 ⑦】

道路の防災、震災対策として主要幹線市道の道路法面の対策を推進するため、公共用地における道路法面の維持管理計画を策定し、適切な維持管理を実施する。また、民有地における道路法面に

については、危険な状況を把握した際は所有者に適切に指導する。

○道路橋梁の耐震化【施策分野 ⑦】

大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の定期点検や耐震診断等により、架け替え等の必要が生じた際は、検討する。

○道路啓開計画策定【施策分野 ⑦】

大規模災害に備え、被災地への救助、物資の輸送を行う緊急車両の通行を早期に確保できるよう、道路啓開計画の策定を推進する。

<5> 道の駅の防災機能強化

○道の駅の防災機能強化【施策分野 ⑦】

災害時に避難場所や救助部隊の活動拠点等にもなり得る、道の駅「木更津 うまくたの里」の施設を適切に維持管理し、災害発生時の体制整備を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<1> インフラの防災対策

○インフラの防災対策【施策分野 ⑦】

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を避けるため、道路施設の定期点検や長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕をさらに推進する。また、道路啓開計画の策定や公共用地における道路法面、河川管理施設等の適切な維持管理を推進する。

<2> 交通の確保

○代替輸送路等の確保【施策分野 ⑦】

山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

<3> 救助・救援活動の強化

○ヘリコプターによる対策の充実【施策分野 ⑦】

道路・橋梁等の災害により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターの離発着が可能な場所の選定を行い、必要な整備を進めるとともに、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプター利用について整備する。

<4> 地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<1> 施設の耐震化

○消防施設の耐震化【施策分野 ①】（再掲）

本市の消防施設の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。

<2> 消防力の強化

○緊急消防援助隊の車両整備等【施策分野 ①】（再掲）

消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。

○消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化【施策分野 ①、⑫、⑬】（再掲）

消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化を図るとともに、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する。

○常備消防力の強化【施策分野 ①】（再掲）

消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。

<3> 交通の確保

○道路啓開計画策定【施策分野 ⑦】（再掲）

大規模災害に備え、被災地への救助、物資の輸送を行う緊急車両の通行を早期に確保できるよう、道路啓開計画の策定を推進する。

<4> 広域連携体制の強化

○受援体制の整備【施策分野 ①】

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定める。

<5> 関係機関等との連携強化

○TEC-FORCE等との連携強化【施策分野 ①】

国から派遣されるTEC-FORCEと県、市における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢を充実させる。

<6> 地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

2-4 想定を超える帰宅困難者の発生、混乱

<1> 帰宅困難者対策

○総合的な帰宅困難者対策の検討・実施【施策分野 ②】

木更津駅など帰宅困難者が多数発生することが想定される駅周辺を優先に、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設の確保と周知、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。

公共施設の他、民間施設の一時滞在施設の拡充を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる。

○帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用【施策分野 ②】

大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者のために、休憩・情報提供等の場所となる安全な帰宅支援スポットとして都市公園を活用するため、災害時における連携体制の構築や施設耐震化等の機能の促進を図る。

<2> 交通の確保

○道路の防災対策【施策分野 ⑦】

道路の交通機能の早期回復を可能にするため、道路施設の定期点検や長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕をさらに推進する。また、道路啓開計画の策定や公共用地における道路法面等の適切な維持管理を推進する。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

<1> 施設の耐震化

○災害拠点病院の耐震化【施策分野 ③】

大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できない事態を避けるため、耐震化が未了の災害拠点病院の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を推進する。

<2> 医療にかかる人員・体制の強化

○病院における電力の確保【施策分野 ③】

災害時における市内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院への電力供給体制の確保を図る。

また、非常用発電機等の導入を促進するとともに、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

○BCPの作成及び防災訓練の実施【施策分野 ③】

医療機関は災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施などを促進する。

○医師会等との連携強化【施策分野 ③】

広域かつ大規模な災害の場合、医療機関等において、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との訓練等を通じて、医療救護体制の強化を図る。また、医師会、薬剤師会等と連携し、薬剤の確保、薬剤の点検等を行う体制整備を図る。

＜3＞交通の確保

○道路の防災対策【施策分野 ⑦】

エネルギー供給のためのインフラ被災によるエネルギー供給停止の事態を避けるため、また、インフラ被災により災害派遣医療チーム（DMAT）が到達できないことがないように、道路施設の定期点検や長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕をさらに推進する。また、道路啓開計画の策定や公共用地における道路法面等の適切な維持管理を推進する。

○道路啓開計画策定【施策分野 ⑦】（再掲）

大規模災害に備え、被災地への救助、物資の輸送を行う緊急車両の通行を早期に確保できるよう、道路啓開計画の策定を推進する。

＜4＞広域連携体制の強化

○受援体制の整備【施策分野 ①】（再掲）

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定める。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

＜1＞住宅・建築物等の耐震化

○住宅・建築物の耐震化の促進【施策分野 ②】（再掲）

特定建築物については、県と連携して耐震化を促進する。また、住宅については、耐震診断、耐震改修支援事業により、県と連携して耐震化を促進する。さらに、耐震化の促進と合わせて木造住宅リフォーム事業により、耐震性向上と同時に住宅の長期にわたる維持保全を図る。

ブロック塀等対策事業により、避難路等に面する危険なブロック塀等の撤去やフェンスへの改修を促進する。

公共建築物については、計画的かつ重点的に耐震診断を実施していく。

つり天井の非構造部材の脱落防止対策などの安全対策については、建築基準法による定期報告の機会を捉えてその対策を促す。

＜2＞感染症予防対策

○予防接種や消毒、害虫駆除等の実施【施策分野 ③】

平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進する。また、消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築する。

○市の衛生用品等の備蓄の見直し【施策分野 ③】

パンデミックが起きた場合の感染症拡大を防ぐため、衛生用品等の備蓄を進める。

＜3＞下水道機能の確保

○下水道BCPの策定【施策分野 ②】

平成26年度に策定した、大規模な災害発生による下水道施設機能が低下した場合の機能の維持・早期復旧を目的とした「木更津市下水道BCP（業務継続計画）」の維持改善を図る。

○下水道施設の耐震、耐津波対策【施策分野 ②】

災害時に、下水道施設において、汚水処理機能が維持できるように施設の耐震化・耐水化等を図る。

＜4＞避難所運営の強化

○避難所運営の在り方の見直し【施策分野 ③】

パンデミックが起きた場合に備えて、ソーシャルディスタンスを考慮した避難所運営の在り方について検討する。

○避難所における衛生管理【施策分野 ③】

避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進する。

＜5＞広域火葬体制の構築

○広域火葬体制の構築【施策分野 ①】

大規模災害時においても、十分な火葬業務が可能となる災害に強い施設として、令和4年12月より、近隣3市（君津、富津、袖ヶ浦）との共同で、広域による火葬場を維持管理・運営する。

＜6＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

＜1＞要配慮者への支援

○福祉避難所の指定促進【施策分野 ③、⑮】

福祉避難所の指定を一層促進するとともに、要配慮者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。

＜2＞避難所運営の強化

○避難所運営の在り方の見直し【施策分野 ③】（再掲）

パンデミックが起きた場合に備えて、ソーシャルディスタンスを考慮した避難所運営の在り方について検討する。

○避難所における衛生管理【施策分野 ③】（再掲）

避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進する。

<3>トイレ対策

○老朽化したトイレの改修【施策分野 ③、⑭】

小・中学校の屋内運動場に設置されている和式トイレを洋式トイレに改修する。

<4>地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

目標 3 : 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

<1> 地域防犯力の強化

○治安確保体制等の整備【施策分野 ①】

災害時の治安の悪化を防止するため、平時から治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化、自主防犯活動団体との連携強化を図る。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<1> 行政機能の強化

○業務継続計画（BCP）の作成【施策分野 ①】

大規模地震等が発生した場合においても、市民生活に不可欠な一定レベルの行政サービスを継続して実施する必要があることから、木更津市業務継続計画の実効性を高めるため、必要に応じて見直しを図り充実強化を図る。

○総合防災訓練の実施【施策分野 ①】

総合防災訓練・図上訓練の実施について、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るための訓練を実施する。

○DXの推進【施策分野 ①】

本市の行政経営上の課題やデジタル技術の進展を踏まえ、平時はもとより災害時においても持続可能な行政サービスを提供するために、庁舎移転を契機として行政手続のデジタル化を加速させ、行政サービスのあり方や執務環境も含めた事務処理体制の変革を推進する。

<2> 施設・備蓄品の整備

○公共施設の耐震化【施策分野 ①】

公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「木更津市公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める。

○自立・分散型エネルギーの整備【施策分野 ④】

防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める。

○避難所等の電源確保【施策分野 ④】

電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。

○基幹業務システム等の耐災害性の確保【施策分野 ①】

市役所の基幹業務システムの耐災害性を確保する。

＜3＞インフラの防災対策

○インフラの防災対策【施策分野 ⑦】

行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路施設の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕をさらに促進させる。また、道路啓開計画の策定や公共用地における道路法面等の適切な維持管理を推進する。

＜4＞復旧復興体制の整備

○被災者台帳の整備・推進【施策分野 ①】

被災者への公平で効率的な支援の実施のため、被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の整備・推進を図る。

○防災を担う人材の育成【施策分野 ①、⑫、⑮】

千葉県と連携して、引き続き、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。

＜5＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

目標 4：必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

<1> 災害関連情報提供体制の整備

○防災情報の収集機能強化【施策分野 ⑤】

千葉県と連携して、自営の通信手段や情報システム等を整備し、維持・管理を行い、適切な運用を図る。

○防災関係機関の情報通信手段の多様化等【施策分野 ⑤】

防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める。

<2> 備蓄品の確保

○電源途絶に対する予備電源の確保【施策分野 ④】

非常用発電機の整備、燃料及び燃料搬送手段の確保を図る。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<1> 災害関連情報提供体制の整備

○災害情報の収集・伝達手段の多様化【施策分野 ⑤】（再掲）

災害発生時には停電等の様々な事案が発生することから、情報収集においては、災害ネット等を活用した情報管理の効率化や、「木更津市 DX 推進計画」に基づく災害時の仕組みの構築を行う。

また、情報発信においても、防災行政無線やLアラート、市公式ホームページ、市公式アプリ「らぶナビ」、きさらび安心・安全メール、コミュニティFM等のほか、市民が容易に、様々な媒体に必要な災害情報を入手できる環境を構築する。

○外国人市民・外国人旅行者に対する災害情報の迅速な伝達【施策分野 ⑤】（再掲）

外国人市民が災害発生時に適切な避難行動等がとれるよう、平時から「やさしい日本語」で防災に関する情報を市ホームページ等で発信するなど、防災知識の普及を図る。また、災害時は外国人市民や外国人旅行者に対して、迅速に「やさしい日本語」による情報提供を行うとともに、外国人避難者への相談対応等の体制を整備する。

○メディアに対する情報提供【施策分野 ⑤】

災害時に市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する。

○同報系無線デジタル化整備【施策分野 ⑤】

既存施設の老朽化や国のデジタル化推進等を踏まえ、長期的な防災基盤の安定化を図るため、主に防災及び災害情報の伝達手段として使用する同報系防災行政無線のデジタル化整備を実施する。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<1> 行政機能の強化

○組織体制の強化・危機対応能力の向上【施策分野 ①】

情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、職員の危機対応能力の向上を図る。

<2> 災害関連情報提供体制の整備

○災害情報の収集・伝達手段の多様化【施策分野 ⑤】（再掲）

災害発生時には停電等の様々な事案が発生することから、情報収集においては、災害ネット等を活用した情報管理の効率化や、「木更津市 DX 推進計画」に基づく災害時の仕組みの構築を行う。

また、情報発信においても、防災行政無線やLアラート、市公式ホームページ、市公式アプリ「らづナビ」、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM等のほか、市民が容易に、様々な媒体で必要な災害情報を入手できる環境を構築する。

○外国人市民・外国人旅行者に対する災害情報の迅速な伝達【施策分野 ⑤】（再掲）

外国人市民が災害発生時に適切な避難行動等がとれるよう、平時から「やさしい日本語」で防災に関する情報を市ホームページ等で発信するなど、防災知識の普及を図る。また、災害時は外国人市民や外国人旅行者に対して、迅速に「やさしい日本語」による情報提供を行うとともに、外国人避難者への相談対応等の体制を整備する。

<3> 要配慮者への支援

○災害時避難行動要支援者対策の促進【施策分野 ③】

避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、今後さらに、「要配慮者リスト」の整備・更新と地域との共有等の取組を促進し、避難支援体制の充実を図る。

○福祉避難所の指定促進【施策分野 ③、⑮】（再掲）

福祉避難所の指定を一層促進するとともに、要配慮者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。

<4> 地域防災力の強化

○大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化【施策分野 ①、⑪】

災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、市民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る。

目標5：経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

<1> 民間事業者の事業継続確保

○民間企業におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進【施策分野 ⑥】

災害発生時に市内の中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、中小企業のBCP策定を促進するため、セミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣により取組を支援する。

○中小企業に対する資金調達支援【施策分野 ⑥】

金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達支援を行う。

<2> 住宅・建築物等の耐震化

○沿道建築物の耐震化の促進【施策分野 ⑦】

地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないように緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を促進する。

<3> インフラの防災対策

○インフラの防災対策【施策分野 ⑦】

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下を避けるため、道路施設の定期点検や長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕をさらに推進する。また、道路啓開計画の策定や公共用地における道路法面等の適切な維持管理を推進する。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

<1> 民間事業者の事業継続確保

○民間企業におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進【施策分野 ⑥】（再掲）

災害発生時に市内の中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、中小企業のBCP策定を促進するため、セミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣により取組を支援する。

<2> 交通の確保

○燃料供給ルート確保【施策分野 ④、⑦】

燃料供給ルートを確実に確保するため、道路施設の定期点検や長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕をさらに推進する。また、道路啓開計画の策定や公共用地における道路法面、河川管理施設等の適切な維持管理を推進する。

<3> 関係機関等との連携強化

○石油コンビナート地域の耐災害性の強化【施策分野 ④、⑬】

コンビナート地域において、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。

＜4＞備蓄品の確保

○災害時の石油燃料等の確保【施策分野 ④】

緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所等）への燃料供給を円滑に行うため、（一社）千葉県LPガス協会木更津支部との燃料供給に関する災害協定の実施体制を整備するほか、千葉県石油商業組合及び千葉県石油協同組合と石油燃料の供給に関する協定体制の整備を検討する。

＜5＞電力の確保

○自立・分散型エネルギーの普及促進【施策分野 ④、⑬】

災害発生により発電所等が被害を受けることによる中長期的なエネルギー途絶に備え、非常用発電整備等の導入を促進するとともに、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

＜1＞関係機関等との連携強化

○石油コンビナート地域の防災体制の強化【施策分野 ④、⑬】

石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛防災組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るとともに、石油コンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等における事業所の地震・津波対策を促進する。

○石油コンビナート合同訓練・情報共有の実施【施策分野 ④、⑬】

石油コンビナートには、基幹産業が集積し、エネルギーサプライチェーンの観点からも重要であることから、関係機関による防災訓練を実施し、減災を図る。

○コンビナート周辺対策【施策分野 ④】

火災や煙または有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

＜1＞住宅・建築物等の耐震化

○沿道建築物の耐震化の促進【施策分野 ⑦】（再掲）

地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を促進する。

＜2＞交通の確保

○代替性確保のための道路ネットワークの強化【施策分野 ⑦】

各地区を結ぶネットワーク網を踏まえた主要幹線道路整備、道路施設の計画的な補修・修繕をさらに推進する。

○道路・港湾施設の防災対策【施策分野 ⑦】

基幹的陸上交通ネットワークの機能停止を避けるため、跨線橋や跨道橋の定期点検結果などを関

係機関と情報共有し、緊急時には連携して早急な対応ができるよう関係を強化していく。

＜3＞関係機関等との連携強化

○陸・海・空の連携によるネットワークの強化【施策分野 ⑦】

首都直下地震等の大規模災害により、東京湾岸が被災した場合には、北関東・東北方面からの支援の受け入れが重要となることから、受援計画に基づき支援を円滑に受け入れるため、訓練等で検証を行い計画の実効性を確保するとともに、主要な輸送ルートとなる幹線道路等の道路網の充実等、それぞれの管理者との連携を密に行い、陸・海・空の連携によるネットワークの強化を図る。

5-5 食料等の安定供給の停滞

＜1＞交通の確保

○農林道・農道橋等の保全対策の推進【施策分野 ⑧】

災害時に複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備や適正な維持補修を推進する。

また、橋梁の耐震診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する。

＜2＞農業活動への支援

○農地・農業水利施設等の適切な保全管理【施策分野 ⑧】

安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など国土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進する。

○農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進【施策分野 ⑧】

農村地域の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を推進する。

また、集中豪雨や大規模地震等で崩壊した場合の経済活動及び住民生活等に影響が大きい地すべり防止施設については、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、ハード対策を推進する。

○食料安定供給のためのほ場整備の推進【施策分野 ⑧】

大規模自然災害による全国的な食料不足等に備え、首都圏の食料供給基地として、生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や畑利用等が可能となるほ場整備を推進する。

＜3＞事業継続確保

○土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化【施策分野 ⑧】

施設管理者の自主的な防災対策の整備を促すため、土地改良区等の関係団体の事業継続計画（BCP）の策定を推進し、体制の強化を図る。

＜4＞卸売市場施設整備の推進

○卸売市場施設整備の推進【施策分野 ⑧】

災害が発生した場合、産地から消費者へ生鮮食品等の供給が困難になることが懸念されるため、災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるために、電気、水道といった社会的インフラ設備の確保、早期の復旧体制を整備する。

＜5＞関係機関等との連携強化

○農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能維持対策【施策分野 ⑧】

災害時に被災住民を支援するため、農林水産物・食品等について、関係団体との協定を維持し、協力連携を図っていく。

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

＜1＞水資源関連施設の機能強化等

○水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進【施策分野 ②】

水源であるダムの浚渫や設備の整備等、管理を実施する千葉県に対し負担金を支出するとともに、調整会議等を通じて実施状況の確認を行う。ダム水源が渇水した場合に地下水源を有効活用するとともに相互融通の体制を整える。

目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

<1> 電力の確保

○災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援

【施策分野 ④、⑬】

災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

また、非常用電源が必要な事業者については、BCPの策定を支援する中でリスク管理の観点から、設備の導入などについて促していく。

<2> 関係機関等との連携強化

○エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化【施策分野 ④、⑫、⑬】

首都圏においては全国へのエネルギー等の供給源である京葉臨海コンビナートが被災した場合、広い範囲にわたり生活・経済活動に大きな支障が生じることから、特定事業所の自衛防災組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策を推進する。

また、コンビナートの危機管理の能力を備えた人材育成に、産学官が連携して取り組む。

○災害時石油供給連携計画の実効性確保【施策分野 ④、⑬】

訓練への参加等により災害時石油供給連携計画の実効性の確保を図る。

○ライフライン事業者等との連携強化【施策分野 ⑥、⑬】

大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、市内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、市、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施する。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

<1> 断水対策

○上水道施設の耐震化等の推進【施策分野 ②、⑭】（再掲）

浄水施設については、優先順位を定めて耐震性能の低い施設の耐震化を推進していく。

送配水施設については、老朽管の更新に合わせ耐震化を推進するとともに、配水池などの水道貯水施設の整備や耐震化を進めて緊急時の水道水を確保する。

○水道施設の応急復旧体制の確保【施策分野 ②】

水道施設の被害の発生に対し迅速な対応を図るため、施設復旧に関する協定の締結等、応急復旧体制を整える。

＜2＞水資源関連施設の機能強化等

○水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進【施策分野 ②】

限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、雨水・下水道再生水等の多様な水資源の有効利用の取組を進める。

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

＜1＞下水道機能の確保

○下水道BCPの策定【施策分野 ②】（再掲）

平成26年度に策定した、大規模な災害発生による下水道施設機能が低下した場合の機能の維持・早期復旧を目的とした「木更津市下水道BCP（業務継続計画）」の維持改善を図る。

○下水道施設の耐震、耐津波対策【施策分野 ②】

下水道施設において、災害時に污水处理機能が確保できるように施設の耐震化・耐水化等を図る。また、終末処理場施設の被害を最小限にするため、耐震化を着実に推進する。

○下水道施設の戦略的維持管理・更新【施策分野 ②、⑭】

下水道施設の老朽化に起因する被害拡大を防止するため、ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づき点検・調査・改築を図る。

＜2＞浄化槽の整備

○合併処理浄化槽の普及・啓発【施策分野 ⑩】

公共用水域の汚濁の原因となっている生活雑排水を適正に処理するため、合併処理浄化槽の普及・啓発を図る。

＜3＞災害廃棄物処理対策

○一般廃棄物処理施設の老朽化対策【施策分野 ⑩、⑭】

（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業を推進する。

6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

＜1＞住宅・建築物等の耐震化

○沿道建築物の耐震化の促進【施策分野 ⑦】（再掲）

地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないように緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を促進する。

＜2＞交通の確保

○代替性確保のための道路ネットワークの強化【施策分野 ⑦】（再掲）

各地区を結ぶネットワーク網を踏まえた主要幹線道路整備、道路施設の計画的な補修・修繕をさらに推進する。

○主要な市道等の整備と適切な維持管理【施策分野 ⑦】

災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、各地区を結ぶネッ

トワーク網を踏まえた主要幹線道路の整備をさらに推進する。

○**集中豪雨時の道路ネットワーク確保【施策分野 ⑦】**

ゲリラ豪雨等の集中豪雨時に、立体交差点（アンダーパス）以外の冠水しやすい箇所について、注意喚起看板を設置するなど周知強化を図る。

○**道路橋梁の耐震化【施策分野 ⑦】（再掲）**

大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の定期点検や耐震診断等により、架け替え等の必要が生じた際は、検討する。

○**農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進【施策分野 ⑧】**

迂回路として活用できる農林道等について、被災により集落を孤立させる可能性のある林道の保全を優先的に進めるとともに、幅員、通行可能荷重等の情報共有を図る。

○**輸送ルートの確保【施策分野 ⑦、⑭】**

陸・海・空の輸送ルートを実実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。

<3> 無電柱化の推進

○**無電柱化の推進【施策分野 ⑦】（再掲）**

大規模災害時に被害を受けやすい電柱については、緊急輸送道路にアクセスする市道の無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

<1> ため池の整備

○**ため池の耐震化【施策分野 ⑧】（再掲）**

被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため千葉県と連携して、耐震対策を推進する。

<2> 浸水範囲の軽減

○**水害に強い地域づくり（河川）【施策分野 ⑨】（再掲）**

水害による被害を最小限にするため、市が管理する河川及び排水路について、河道内に生育した樹木や堆積土砂の除去等、維持管理を実施する。

○**河川管理施設の維持管理・更新【施策分野 ⑨】（再掲）**

市が管理する河川管理施設の巡視・点検、排水機場等の定期点検を実施し、異常や損傷箇所が発見された際は補修・修繕を行い適切に維持管理する。

<3> 土砂災害防止対策

○**土砂災害防止対策等の推進【施策分野 ⑨】**

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命・財産を守るため、千葉県と連携し、急傾斜地崩壊対策等のハード整備を促進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える。

目標 7 : 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<1> 火災予防対策

○火災予防対策等の推進【施策分野 ②】（再掲）

震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、防災品の使用促進、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する。

<2> 延焼防止対策等

○延焼防止等に資する緑地の確保【施策分野 ②】

大規模自然災害時に発生しうる火災から住宅密集地での延焼拡大防止のために緑地の確保や都市公園の整備状況の改善や適切な維持管理について取り組むことで、防災活動拠点や避難地等への活用を推進する。

○都市防災機能を有する街路の整備推進【施策分野 ②】

災害時の被害を軽減するため、緊急車両の進入路・避難路としての機能を有する、街路整備については、都市計画マスタープランに基づき次期整備路線の着手を検討する。

<3> 救助活動能力の強化

○救助活動能力の強化【施策分野 ①】

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。

<4> 地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

<1> 施設・資機材の整備

○危険物取扱施設の耐震化【施策分野 ④】

危険な物質を取り扱う施設の耐震化を着実に推進する。

○有害・危険物質対応資機材の整備【施策分野 ⑩】

油等の流出事故が発生した際、関係部署と連絡を密にしながら初動対応に従事し、また、初動対応で使用した資機材を早急に補給する体制を整備する。

＜2＞関係機関等との連携強化

○石油コンビナート合同訓練・情報共有の実施【施策分野 ④、⑬】

石油コンビナートには、基幹産業が集積し、エネルギーサプライチェーンの観点からも重要であることから、関係機関による防災訓練を実施し減災を図る。

○周辺住民等の確実かつ円滑な避難等のため、情報伝達手段の多重化・多様化を推進【施策分野 ⑤】

火災や煙または有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制の構築を図る。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

＜1＞住宅・建築物等の耐震化

○沿道建築物の耐震化の促進【施策分野 ⑦】（再掲）

地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないように緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を促進する。

＜2＞関係機関等との連携強化

○関係機関の耐災害性の向上【施策分野 ①】

被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る。

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

＜1＞ため池の整備

○ため池の耐震化【施策分野 ⑧】（再掲）

被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため千葉県と連携して、耐震対策を推進する。

＜2＞土砂災害防止対策

○土砂災害防止対策等の推進【施策分野 ⑨】（再掲）

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命・財産を守るため、千葉県と連携し、急傾斜地崩壊対策等のハード整備を促進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

＜1＞施設・資機材の整備

○有害・危険物質対応資機材の整備【施策分野 ⑩】（再掲）

油等の流出事故が発生した際、関係部署と連絡を密にしながら初動対応に従事し、また、初動対応で使用した資機材を早急に補給する体制を整備する。

＜2＞災害関連情報提供体制の整備

○有害・危険物質流出に関する情報発信【施策分野 ⑤、⑩】

災害発生による健康被害防止のため、情報収集するとともに、速やかな情報発信に努める。

○国内外への情報発信【施策分野 ⑥、⑧】

災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める。

7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

＜1＞森林の整備等

○農地等の適切な保全管理【施策分野 ⑧】

農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う。

○森林の地域保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等【施策分野 ⑧】

地域の保全、水源のかん養、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的で適切な森林整備を進める。

○山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進【施策分野 ⑧】

野生鳥獣対策を推進するとともに、里山活動団体等の多様な主体による森づくりを支援することにより、里山の整備を進め、地域保全機能の維持を図る。

○荒廃地等における治山施設の整備【施策分野 ⑧】

危険箇所の重要性や緊急性等を考慮し、効率的、効果的に治山施設の整備を進める。

目標 8 : 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

<1> 災害廃棄物処理対策

○災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成【施策分野 ⑩】

東日本大震災等を教訓に、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）」を踏まえ策定した「災害廃棄物処理計画」を着実に推進し、必要に応じて見直しを図る。

○一般廃棄物処理施設の防災機能の向上【施策分野 ⑩】

国が策定した「廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月）」を踏まえて、地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進する。

○災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備の支援【施策分野 ⑩】

国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）」を踏まえ、災害廃棄物の処理が停滞することのないよう、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進する。

<2> 関係機関等との連携強化

○災害廃棄物処理の支援体制の構築【施策分野 ⑩】

大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

<1> 交通の確保

○道路啓開計画策定【施策分野 ⑦】（再掲）

大規模災害に備え、被災地への救助、物資の輸送を行う緊急車両の通行を早期に確保できるよう、道路啓開計画の策定を推進する。

<2> 復旧復興体制の整備

○防災を担う人材の育成【施策分野 ①、⑫、⑮】（再掲）

千葉県と連携して、引き続き、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。

○建物被害認定体制の充実【施策分野 ①】

千葉県土地家屋調査士会と連携を図るとともに、建物被害認定を行うための職員の養成を支援するとともに、他自治体や民間団体等との連携を促進し、認定体制の充実を図る。

<3> 関係機関等との連携強化

○関係機関との災害対応訓練の実施【施策分野 ①、⑫、⑬】

災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の

関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る。

○TEC-FORCE等との連携強化【施策分野 ①】（再掲）

国から派遣されるTEC-FORCEと県、市における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢を充実させる。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<1> 浸水範囲の軽減

○水害に強い地域づくり（河川）【施策分野 ⑨】（再掲）

水害による被害を最小限にするため、市が管理する河川及び排水路について、河道内に生育した樹木や堆積土砂の除去等、維持管理を実施する。

○河川管理施設の維持管理・更新【施策分野 ⑨】（再掲）

市が管理する河川管理施設の巡視・点検、排水機場等の定期点検を実施し、異常や損傷箇所が発見された際は補修・修繕を行い適切に維持管理する。

<2> 下水道機能の確保

○水害に強い地域づくり（下水道）【施策分野 ⑨】（再掲）

下水道（雨水）施設の整備を促進する。

○下水道施設の耐震、耐津波対策【施策分野 ②】（再掲）

災害時に、下水道施設において、汚水処理機能が維持できるように施設の耐震化・耐水化等を図る。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失

<1> 文化財の保護

○文化財に係る各種防災対策の支援【施策分野 ②】

県・市指定文化財等の状況把握を行い、自然災害による文化財の滅失・棄損等を防止する。

<2> 復旧復興体制の整備

○生活再建支援【施策分野 ①】

生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制の整備を図る。

○被災者台帳の整備・推進【施策分野 ①】（再掲）

被災者への公平で効率的な支援の実施のため、被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の整備・推進を図る。

○応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進【施策分野 ②】

災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について関係団体との協力体制の整備を推進する。

＜3＞境界情報の保全

○地籍調査の推進【施策分野 ⑨、⑪】

迅速な復旧・復興を図るため、地籍調査を推進し、土地境界等を明確にする。

＜4＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪】（再掲）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育・防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

＜1＞復旧復興体制の整備

○応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進【施策分野 ②】（再掲）

災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について協力体制の整備を推進する。

＜2＞境界情報の保全

○地籍調査の推進【施策分野 ⑨、⑪】（再掲）

迅速な復旧・復興を図るため、地籍調査を推進し、土地境界等を明確にする。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

＜1＞災害関連情報提供体制の整備

○災害情報の収集・伝達手段の多様化【施策分野 ⑤】（再掲）

災害発生時には停電等の様々な事案が発生することから、情報収集においては、災害ネット等を活用した情報管理の効率化や、「木更津市 DX 推進計画」に基づく災害時の仕組みの構築を行う。

また、情報発信においても、防災行政無線やLアラート、市公式ホームページ、市公式アプリ「らづナビ」、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM等のほか、市民が容易に、様々な媒体で必要な災害情報を入手できる環境を構築する。

○外国人市民・外国人旅行者に対する災害情報の迅速な伝達【施策分野 ⑤】（再掲）

外国人市民が災害発生時に適切な避難行動等がとれるよう、平時から「やさしい日本語」で防災に関する情報を市ホームページ等で発信するなど、防災知識の普及を図る。また、災害時は外国人市民や外国人旅行者に対して、迅速に「やさしい日本語」による情報提供を行うとともに、外国人避難者への相談対応等の体制を整備する。

○メディアに対する情報提供【施策分野 ⑤】（再掲）

災害時に市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する。

第4章 計画の進捗と進捗管理

4-1 進捗状況の把握

計画策定後は、地域強靱化の取組を着実に推進するため、「アクションプラン編」に記載されている事業について、数値目標等を活用して、リスクシナリオごとに進捗管理を実施する。

4-2 計画の見直し

本計画は、「木更津市総合計画」で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づけられている。このため、「木更津市総合計画」または「実施計画」の改定に合わせて、計画内容を修正するとともに、地域防災計画等の関連する計画を見直す際には、本計画との整合性を図ることとする。

計画の進捗管理に当たっては、毎年度、社会状況の変化や4-1の進捗管理の結果をもとに施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行っていくこととする。

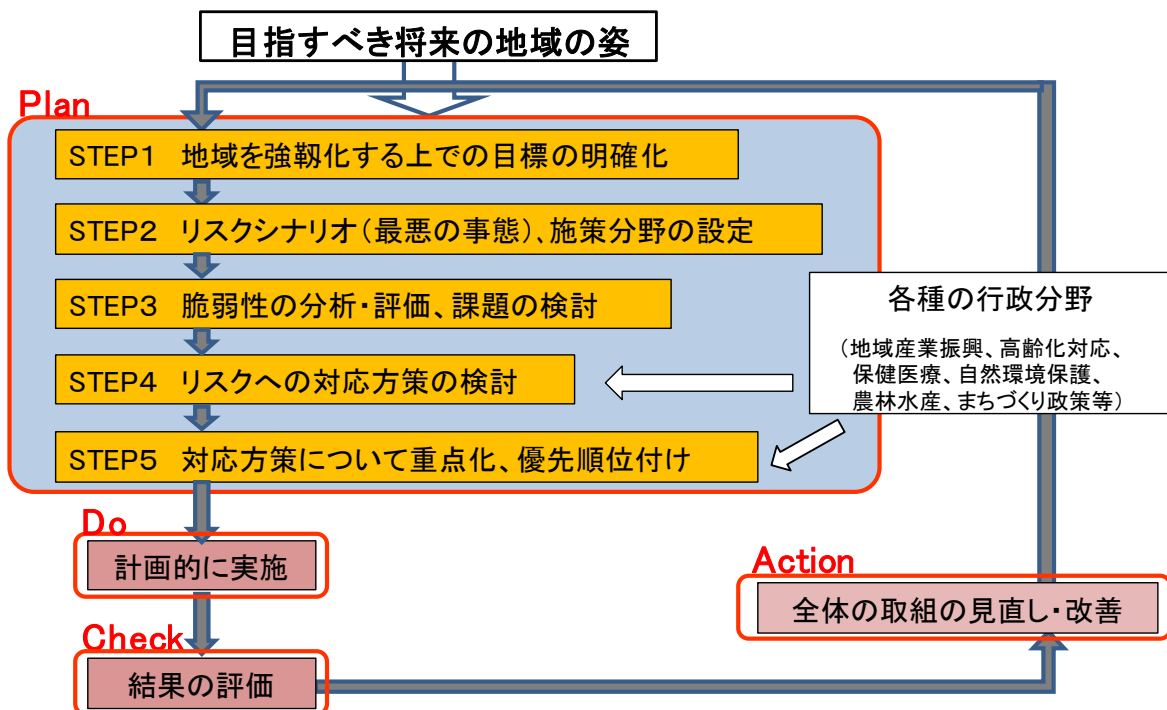


図 計画の見直しイメージ

出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）策定・改訂編（令和2年6月）をもとに作成

目標 1 : 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

<1>地震対策の推進

○地震対策の推進

千葉県では地震・津波の被害想定調査を行っている。本市ではそれを踏まえ、減災に係る施策・周知について検討する必要がある。

<2>住宅・建築物等の耐震化

○学校施設の非構造部材耐震化

学校施設の耐震化を進め、市立学校のつり天井の非構造部材の落下防止を含む安全対策を図っている。早期に学校施設の耐震化を完了するよう取り組む必要がある。

○社会体育施設の耐震化

市営体育施設のうち特定建築物に該当するものは避難所と指定されている市民体育館 1 棟のみであり、平成 20 年度に耐震改修工事を完了している。旧耐震基準により建築されたその他の体育施設に関して、耐震診断及び改修工事について必要性の検討を促進する必要がある。

また、特定建築物に当てはまらず、避難所として位置づけされていない体育施設の 2 施設が旧耐震基準により建築され、供用を継続している。施設長寿命化計画、再配置計画等の諸計画と整合を図りつつ、耐震診断及び改修工事について必要性の検討を促進する必要がある。

○社会教育施設の耐震化

社会教育施設の耐震化率は、94% (R2) である。社会教育施設については、避難所等に利用されることもあることから、今後さらに耐震化を促進する必要がある。

○住宅・建築物の耐震化の促進

住宅の耐震化率は約 82%(H30)、特定建築物の耐震化率は約 88% (H30) であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから耐震化の目標達成ができていないのが現状である。目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。

庁舎、学校等の公共建築物の耐震診断実施率は約 82% (R1) である。今後、公共建築物の耐震診断を計画的に実施していく必要がある。

つり天井の非構造部材については、安全対策を推進している。今後も安全対策を推進する必要がある。

○医療施設の耐震化

病院を含む特定建築物の耐震化促進に向け、令和 3 年 9 月に「木更津市耐震改修促進計画」を改訂している。病院の耐震化を促進する必要がある。特に、災害時、広域的な災害医療の拠点となる災害拠点病院の耐震化を進める必要がある。

○社会福祉施設の耐震化

社会福祉施設を含む特定建築物の耐震化促進に向け、令和3年9月に「木更津市耐震改修促進計画」を改訂している。社会福祉施設は、自ら避難することが困難な方が多く利用している施設であり、施設の耐震化等により安全性を確保し、安心して暮らせる環境づくりを推進する必要がある。

<3> 宅地の耐震化

○宅地の耐震化の推進

本市では、令和元年度に市民の防災・減災意識を高めることを目的とした「大規模盛土造成地マップ」を公表している。今後は、大規模盛土造成地マップを基に危険度の判定等を行い、滑動崩落の危険が高い宅地は、順次耐震化を進めていく必要がある。

<4> 避難路・避難場所の確保

○無電柱化の推進

大規模災害時に被害を受けやすい電柱の無電柱化が、主要な交通結節点である木更津駅東口の一般県道木更津停車場線や国道16号、127号において実施されており、現在は木更津駅西口の富士見通りで推進している。

主要な交通結節点や緊急輸送道路の無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る必要がある。

<5> 空家等対策の推進

○空家等対策の推進

本市では、平成29年11月に「木更津市空家等対策計画」を策定し、適切な管理が行われていない空家等の所有者又は管理者に対し、助言又は指導、勧告、命令等の措置を行っている。

また、空家の適切な管理方法の情報提供や空家バンクや空家リフォームなどの空家の利活用に関する制度の運用など、特定空家等の減少に向けて取り組んでいる。今後も取組を推進し、災害発生時の空家等の倒壊による道路の閉塞や火災発生などの防止を図る必要がある。

<6> 二次被害の防止

○被災宅地危険度判定の充実

千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会を通じて、危険度判定の円滑な支援体制を整備している。引き続き、大規模地震や豪雨などによる災害後の宅地の二次災害防止のため、被災宅地の危険度判定を適切に実施する判定士の養成や判定体制の整備充実を図る必要がある。

○被災建築物応急危険度判定の充実

大規模な地震が発生すると、行政職員だけでは対応が困難な状況である。大規模な地震発生後に被災建築物応急危険度判定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、行政職員と併せて民間の建築士等を被災建築物応急危険度判定士として養成する必要がある。

＜7＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

＜1＞火災予防対策

○火災予防対策等の推進

火災の発生の防止・早期発見・延焼防止のため、防災品、感震ブレーカー・住宅用火災警報器・消火器等の設置促進を図っている。今後もさらに促進を図る必要がある。

＜2＞施設の耐震化

○消防施設の耐震化

消防関連施設の耐震化率は66%（R3）まで進捗している。地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。

＜3＞消防力の強化

○緊急消防援助隊の車両整備等

消防等において緊急消防援助隊の車両整備等を必要に応じ適宜行っている。災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。

○消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化

消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化について継続して取り組んでいる。さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。

大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。

○常備消防力の強化

資機材購入・整備等、継続して消防力の維持に努めている。災害対応力強化のための体制、装備資機材等の強化を推進する必要がある。

＜4＞密集市街地の解消

○密集市街地の解消

市内の一部地区において、密集市街地が存在し、大規模火災や地震等が発生した場合、著しく危険と推測される。密集市街地の火災予防や被害低減の改善整備について取り組む必要がある。

＜5＞住宅・建築物等の耐震化

○社会体育施設の耐震化（再掲）

市営体育施設のうち特定建築物に該当するものは避難所と指定されている市民体育館1棟のみであり、平成20年度に耐震改修工事を完了している。旧耐震基準により建築されたその他の体育施設に関して、耐震診断及び改修工事について必要性の検討を促進する必要がある。

また、特定建築物に当てはまらず、避難所として位置づけされていない体育施設の2施設が旧耐震基準により建築され、供用を継続している。施設長寿命化計画、再配置計画等の諸計画と整合を図りつつ、耐震診断及び改修工事について必要性の検討を促進する必要がある。

○社会教育施設の耐震化（再掲）

社会教育施設の耐震化率は、94%（R2）である。社会教育施設については、避難所等に利用されることもあることから、今後さらに耐震化を促進する必要がある。

○住宅・建築物の耐震化の促進（再掲）

住宅の耐震化率は約82%（H30）、特定建築物の耐震化率は約88%（H30）であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから耐震化の目標達成ができていないのが現状である。目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。

庁舎、学校等の公共建築物の耐震診断実施率は約82%（R1）である。今後、公共建築物の耐震診断を計画的に実施していく必要がある。

つり天井の非構造部材については、安全対策を推進している。今後も安全対策を推進する必要がある。

○医療施設の耐震化（再掲）

病院を含む特定建築物の耐震化促進に向け、令和3年9月に「木更津市耐震改修促進計画」を改訂している。病院の耐震化を促進する必要がある、特に、災害時、広域的な災害医療の拠点となる災害拠点病院の耐震化を進める必要がある。

○社会福祉施設の耐震化（再掲）

社会福祉施設を含む特定建築物の耐震化促進に向け、令和3年9月に「木更津市耐震改修促進計画」を改訂している。社会福祉施設は、自ら避難することが困難な方が多く利用している施設であり、施設の耐震化等により安全性を確保し、安心して暮らせる環境づくりを推進する必要がある。

＜6＞二次被害の防止

○被災宅地危険度判定の充実（再掲）

千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会を通じて、危険度判定の円滑な支援体制を整備している。引き続き、大規模地震や豪雨などによる災害後の宅地の二次災害防止のため、被災宅地の危険度判定を適切に実施する判定士の養成や判定体制の整備充実を図る必要がある。

○被災建築物応急危険度判定の充実（再掲）

大規模な地震が発生すると、行政職員だけでは対応が困難な状況である。大規模な地震発生後に被災建築物応急危険度判定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、行政職員と併せて民間の建築士等を被災建築物応急危険度判定士として養成する必要がある。

<7> 地域防災力の強化

○地域防災力の向上（再掲）

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

<1> 避難対策の充実

○津波対策の推進

津波の一時的な避難場所として指定緊急避難場所（津波）を 62 箇所指定し、電柱等に海拔表示を 385 枚設置している。引き続き、看板等の設置や市民への周知を行っていく必要がある。

○津波避難ビルの指定

津波襲来の覚知が遅れた人や迅速な避難が困難な要配慮者等が緊急的に一時避難できるよう、津波避難ビルを 16 施設指定している。引き続き津波避難ビルの追加指定を検討するとともに、津波避難行動の啓発や避難誘導體制の構築を進める必要がある。

○津波・高潮ハザードマップ作成・周知

津波に関しては平成 23 年 12 月に津波防災地域づくりに関する法律が制定、高潮に関しては平成 27 年 7 月に水防法が改定され、浸水想定の設定をすることとなった。それを受け、想定し得る最大規模の津波・高潮に対する避難体制等の充実と強化が必要である。

<2> 浸水範囲の軽減

○海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進

津波や高潮からの防護に必要な海岸保全施設が、今後大量に施設更新時期を迎えるため、維持管理費用の縮減化や各年の維持管理費の平準化を目的とした長寿命化計画を策定している。今後、計画的な施設維持管理や施設の更新を進める必要がある。

○海岸保全施設整備による、津波・高潮・侵食対策

県と連携して海岸保全施設を整備し、津波・高潮・侵食に対して、計画的かつ着実に対策を進める必要がある。今後、水門、樋門の自動化等の状況を踏まえ、この推進等により、確実な運用体制の構築や操作員の安全の確保を図る必要がある。

○海岸保全施設の耐震・液状化対策

県と連携して海岸保全施設の耐震・液状化対策等を計画的かつ着実に進めなければならない。今後は、これにより防護機能の低下による浸水被害を防止する必要がある。

○河川管理施設の地震・津波対策

水門、樋門の定期点検を実施し、点検結果に基づく補修・修繕を実施している。市が所管する水門や樋門及びポンプ施設は自動運転化されているが、建設後 20 年以上が経過し老朽化が進んでいる。確実に作動するよう、定期点検及び補修・修繕を実施していく必要がある。

＜3＞災害関連情報提供体制の整備

○災害情報の収集・伝達手段の多様化

情報収集においては、災害ネット等を活用した情報管理の効率化を行っている。また、情報発信においては、防災行政無線やLアラート、市公式ホームページ、市公式アプリ「らぶナビ」、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM等を通じ情報発信を行っている。今後も、市民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築していく必要がある。

○外国人市民・外国人旅行者に対する災害情報の迅速な伝達

災害発生時に、防災知識や日本語の理解が十分でない外国人市民・外国人旅行者が適切な避難行動をとることができるよう、平時における防災知識の普及や災害時の「やさしい日本語」による情報提供を図る必要がある。

＜4＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上（再掲）

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

＜1＞避難対策の充実

○大規模水害対策の推進

洪水や津波のハザードマップを作成・配布し周知を図っている。水害時の円滑な避難行動のため、さらに情報の周知を図っていく必要がある。

○洪水ハザードマップの作成・周知

洪水ハザードマップを作成・配布し周知を図っている。平成 27 年 7 月に水防法の改定があり、浸水想定の設定をすることとなったことに伴い、想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実と強化が必要である。

○内水ハザードマップの作成・周知

平成 27 年に水防法が改正され、想定し得る最大規模を対象とする洪水浸水想定区域に見直された。想定し得る最大規模の内水に対する、ソフト対策としてハザードマップの作成や避難体制等の充実・強化を図る必要がある。

＜2＞浸水範囲の軽減

○水害に強い地域づくり（河川）

水害による被害を最小限にするため、市が管理する河川及び排水路について、河道内に生育した樹木や堆積土砂の撤去等を実施しているが、土羽護岸や天然護岸も多く、局部的なものとなっている。水害の防止及び快適な生活環境の維持を図るため、河道内に生育した樹木や堆積土砂の除去等の維持管理を推進する必要がある。

○河川管理施設の維持管理・更新

市が管理する河川管理施設の巡視・点検、排水機場等の定期点検を実施している。巡視・点検等により、異常や損傷が発見された際は、補修・修繕を実施し、適切に維持管理する必要がある。

○海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進（再掲）

津波や高潮からの防護に必要な海岸保全施設が、今後大量に施設更新時期を迎えるため、維持管理費用の縮減化や各年の維持管理費の平準化を目的とした長寿命化計画を策定している。今後、計画的な施設維持管理や施設の更新を進める必要がある。

○海岸保全施設整備による、津波・高潮・侵食対策（再掲）

県と連携して海岸保全施設を整備し、津波・高潮・侵食に対して、計画的かつ着実に対策を進める必要がある。今後、水門、樋門の自動化等の状況を踏まえ、この推進等により、確実な運用体制の構築や操作員の安全の確保を図る必要がある。

○水害に強い地域づくり（下水道）

大雨による浸水被害を最小限にするため、下水道（雨水）施設の整備を推進する必要がある。

○集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備

農村地域の災害未然防止や地域資源・多面的機能の維持・発揮を図るため、集中豪雨等による農地及び農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況変化等により機能低下した農業用施設等の整備、補修及び更新を推進している。今後も継続して推進していく必要がある。

<3> 災害関連情報提供体制の整備

○雨量・河川水位の情報伝達

近年、局地的豪雨が全国各地で頻発している。被害を最小限にするため、市民に対し、迅速な情報提供を行う必要がある。

<4> 関係機関等との連携強化

○広域的避難の枠組整備

大規模災害発生時には、市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など市域を越えた避難態勢の構築を図る必要がある。

<5> 地域防災力の強化

○地域防災力の向上（再掲）

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

<1> ため池の整備

○ため池の耐震化

大規模地震等により被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するために、ため池管理者と連携し、耐震対策を推進している。今後も継続して推進していく必要がある。

<2> 土砂災害防止対策

○激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命・財産を守るための急傾斜地崩壊対策事業については、がけ地高さ5m以上かつ人家5件以上の場合は市、がけ地高さ10m以上かつ人家5件以上の場合は県が事業主体となっている。千葉県と連携し、急傾斜地崩壊対策等のハード整備を促進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

併せて、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進など、ソフト対策による警戒避難体制の充実を図る必要がある。

○土砂災害の防止

市内に土砂災害によるがけ崩れ等での被害を受ける可能性がある危険住宅が多く存在する。人命や財産を守るための体制を整備する必要がある。

○盛土の崩落を防ぐ安全対策

都市計画法や森林法などの法令に違反する不適正な盛土による崩落や地すべり、残土及び再生土による埋立ての汚染物質の混入や不適正な堆積構造による崩落を防止するため、千葉県と連携し、監視の強化と事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の徹底等を図る必要がある。

<3> 避難対策の充実

○土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備

土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう警戒避難体制の強化を図る必要がある。

<4> 噴火による降灰対策

○富士山噴火による降灰対策

富士山頂で噴火が発生した場合、本市では2cm～10cmの降灰が想定されている。呼吸器異常等の健康支障や火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下等の恐れがあるとされていることから、火山灰による被害軽減策を検討する必要がある。

<5> 地域防災力の強化

○地域防災力の向上（再掲）

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や

防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

<1> 災害関連情報提供体制の整備

○災害情報の収集・伝達手段の多様化（再掲）

情報収集においては、災害ネット等を活用した情報管理の効率化を行っている。また、情報発信においては、防災行政無線やLアラート、市公式ホームページ、市公式アプリ「らづナビ」、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM等を通じ情報発信を行っている。今後も、市民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築していく必要がある。

○外国人市民・外国人旅行者に対する災害情報の迅速な伝達（再掲）

災害発生時に、防災知識や日本語の理解が十分でない外国人市民・外国人旅行者が適切な避難行動をとることができるよう、平時における防災知識の普及や災害時の「やさしい日本語」による情報提供を図る必要がある。

<2> 地域防災力の強化

○地域防災力の向上（再掲）

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

目標 2 : 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

<1> 断水対策

○上水道施設の耐震化等の推進

上水道の管路、浄水施設については、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する必要がある。

○応急給水体制の充実

災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。

<2> 関係機関等との連携強化

○支援物資の調達・供給体制の構築

民間事業者等との物資に係る災害協定を 27 件（R4）締結している。県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築し、実効性を高めていく必要がある。

○輸送手段の確保

災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める必要がある。

<3> 備蓄品の確保

○燃料の仮貯蔵等

震災時においては、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難になるため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるように、危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画書の申請の促進を図っている。今後もさらに促進を図る必要がある。

○自家発電設備の整備

令和元年房総半島台風ではこれまでにない大規模停電が発生した。今後起こりうる災害に備えて需要家側の燃料タンクや自家発電設備の整備等の推進を図る必要がある。

○備蓄品の確保

市民に対し市公式ホームページ、広報誌等で災害用備蓄について促している。また災害用備蓄用品を継続的に購入している。今後についても国・県・市が連携を図りながら計画的な備蓄に取り組む必要がある。

<4> 交通の確保

○道路施設の老朽化対策

災害時の物資輸送に資する交通機能を確保するため、道路施設の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修・修繕を実施している。道路施設の補修・修繕をさらに推進し、適切な維持管理を実施する必要がある。

○道路の法面对策

道路の防災、震災対策として主要幹線市道の道路法面の対策を推進する必要がある。公共用地における道路法面の適切な維持管理を実施するには、維持管理計画が必要であるが未策定である。

道路法面の適切な維持管理を推進するため、維持管理計画を策定する必要がある。

○道路橋梁の耐震化

大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施している。将来、定期点検や耐震診断等により、架け替え等の必要が生じた際は、検討する必要がある。

○道路啓開計画策定

大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送を行う緊急車両等の通行を早期に確保するための道路啓開計画が未策定である。大規模災害に備え、道路啓開計画の策定を推進する必要がある。

<5> 道の駅の防災機能強化

○道の駅の防災機能強化

平成 29 年 10 月に道の駅「木更津 うまくたの里」をオープンし、指定緊急避難場所として指定している。当該施設を適切に管理し、災害発生時の体制整備を図る必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発

<1> インフラの防災対策

○インフラの防災対策

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を避けるため、道路施設の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施している。道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害対策等をさらに推進する必要がある。

<2> 交通の確保

○代替輸送路等の確保

大規模災害時には、様々な要因で主要道路等が使用できなくなることも想定される。避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

<3> 救助・救援活動の強化

○ヘリコプターによる対策の充実

道路・橋梁等の災害により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターの離発着が可能な場所の選定を行っている。今後も場所の選定を行い、必要な整備を進めるとともに、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプター利用について整備しておく必要がある。

<4> 地域防災力の強化

○地域防災力の向上（再掲）

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<1> 施設の耐震化

○消防施設の耐震化（再掲）

消防関連施設の耐震化率は66%（R3）まで進捗している。
地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。

<2> 消防力の強化

○緊急消防援助隊の車両整備等（再掲）

消防等において緊急消防援助隊の車両整備等を必要に応じ適宜行っている。
災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。

○消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化（再掲）

消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化について継続して取り組んでいる。
さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。
大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。

○常備消防力の強化（再掲）

資機材購入・整備等、継続して消防力の維持に努めている。
災害対応力強化のための体制、装備資機材等の強化を推進する必要がある。

<3> 交通の確保

○道路啓開計画策定（再掲）

大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送を行う緊急車両等の通行を早期に確保するための道路啓開計画が未策定である。
大規模災害に備え、道路啓開計画の策定を推進する必要がある。

<4> 広域連携体制の強化

○受援体制の整備

災害時には、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、ボランティア等の各種団体から、人的・物的資源等の支援・提供が行われるが、それに対応する受援計画が未策定である。
今後、災害時に様々な支援を受けるにあたっての受援計画を定める必要がある。

＜5＞関係機関等との連携強化

○TEC-FORCE等との連携強化

大規模災害時に本市だけでは十分に対応できない場合が想定される。国・県・市において日頃から情報共有を行い、復旧を迅速に行える応急態勢を充実させる必要がある。

＜6＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上（再掲）

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

2-4 想定を超える帰宅困難者の発生、混乱

＜1＞帰宅困難者対策

○総合的な帰宅困難者対策の検討・実施

令和元年の大雨では、JR内房線及び久留里線の運転見合わせに伴い、市施設で帰宅困難者の受け入れを行った。また、帰宅困難者の受け入れに関する協定を1件締結している。

今後についても、一時滞在施設の確保等の帰宅困難者対策を推進する必要がある。

公共施設の他、民間施設の一時的滞在施設の拡充を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる必要がある。

○帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用

大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者のために、休憩・情報提供等の場所となる安全な帰宅支援スポットを提供するため、都市公園施設の耐震化等の災害対応機能を促進する必要がある。

＜2＞交通の確保

○道路の防災対策

道路の交通機能の早期回復を可能にするため、道路施設の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施している。

道路の防災、震災対策をさらに推進する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

＜1＞施設の耐震化

○災害拠点病院の耐震化

耐震化が未了の災害拠点病院では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがある。

災害拠点病院について、耐震化を推進する必要がある。

＜2＞医療にかかる人員・体制の強化

○病院における電力の確保

令和元年房総半島台風ではこれまでにない大規模停電が発生した。これを受け、東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社と連携を強化するとともに、重要施設への電源車配備等に関する協定等を締結した。

今後も、災害発生時には医療救護活動の拠点となる災害拠点病院への電力供給体制の確保や非常用発電機や再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入促進を図る必要がある。

○BCPの作成及び防災訓練の実施

医療機関は災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施などを行っていく必要がある。

○医師会等との連携強化

君津木更津医師会・君津木更津薬剤師会・君津木更津歯科医師会と、それぞれ災害時の支援に関する協定を締結している。

広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会の災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。また、応急処置や治療の観点から薬剤を大量に必要とすることから、医師会や薬剤師会と連携し薬剤を備蓄する体制が必要である。

＜3＞交通の確保

○道路の防災対策

エネルギー供給のためのインフラ被災によるエネルギー供給停止の事態を避けるため、また、インフラ被災により災害派遣医療チーム（DMAT）が到達できないことがないように、道路施設の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施している。

道路の防災、震災対策をさらに推進する必要がある。

また、緊急車両の通行を確保するための道路啓開計画の策定や公共用地における道路法面の適切な維持管理、道路施設の計画的な補修・修繕をさらに推進し、支援ルートを確保する必要がある。

○道路啓開計画策定（再掲）

大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送を行う緊急車両等の通行を早期に確保するための道路啓開計画が未策定である。

大規模災害に備え、道路啓開計画の策定を推進する必要がある。

＜4＞広域連携体制の強化

○受援体制の整備（再掲）

災害時には、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、ボランティア等の各種団体から、人的・物的資源等の支援・提供が行われるが、それに対応する受援計画が未策定である。

今後、災害時に様々な支援を受けるにあたっての受援計画を定める必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

<1>住宅・建築物等の耐震化

○住宅・建築物の耐震化の促進（再掲）

住宅の耐震化率は約82%（H30）、特定建築物の耐震化率は約88%（H30）であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから耐震化の目標達成ができていないのが現状である。目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。

庁舎、学校等の公共建築物の耐震診断実施率は約82%（R1）である。今後、公共建築物の耐震診断を計画的に実施していく必要がある。

つり天井の非構造部材については、安全対策を推進している。今後も安全対策を推進する必要がある。

<2>感染症予防対策

○予防接種や消毒、害虫駆除等の実施

感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種等を実施している。

今後についても、予防接種を促進するとともに消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制等を構築しておく必要がある。

○市の衛生用品等の備蓄の見直し

新型コロナウイルス等の感染症拡大を防ぐため、衛生用品等の備蓄を進めている。

今後もパンデミックが起きた場合の感染症拡大を防ぐため、備蓄を進める必要がある。

<3>下水道機能の確保

○下水道BCPの策定

大規模災害の発生による下水道機能が低下した場合、その機能の早期復旧を目的として「木更津市下水道BCP（業務継続計画）」を平成26年度に策定した。今後は、業務の変化に応じてBCPの維持改善を図る必要がある。

○下水道施設の耐震、耐津波対策

下水道施設の耐震化等を伴う工事を実施している。

今後についても、大規模地震による污水处理施設の被害を最小限にするため、耐震化を着実に推進する必要がある。

<4>避難所運営の強化

○避難所運営の在り方の見直し

令和2年7月に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営指針」を策定した。

今後も、避難所運営の在り方について継続して検討していく必要がある。

○避難所における衛生管理

大規模災害発生時には、避難所に多くの避難者が来ることが想定され、平時とは異なる生活環境下での衛生状況の悪化が懸念される。避難所における室内環境の助言やごみ等の適正管理などを推進する必要がある。

＜5＞広域火葬体制の構築

○広域火葬体制の構築

大規模災害時においても、十分な火葬業務が可能となる災害に強い施設として、近隣3市（君津、富津、袖ヶ浦）との共同で、広域による火葬場を維持管理・運営する必要がある。

＜6＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上（再掲）

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

＜1＞要配慮者への支援

○福祉避難所の指定促進

現在、9施設を福祉避難所として指定している。

要配慮者が避難生活を送るために必要となる備品や設備などの配備・充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。

＜2＞避難所運営の強化

○避難所運営の在り方の見直し（再掲）

令和2年7月に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営指針」を策定した。

今後も、避難所運営の在り方について継続して検討していく必要がある。

○避難所における衛生管理（再掲）

大規模災害発生時には、避難所に多くの避難者が来ることが想定され、平時とは異なる生活環境下での衛生状況の悪化が懸念される。

避難所における室内環境の助言やごみ等の適正管理などを推進する必要がある。

＜3＞トイレ対策

○老朽化したトイレの改修

小・中学校の屋内運動場に設置されている和式トイレを洋式トイレへ改修する予定となっている。

要配慮者にとっては、和式トイレの使用は極度に困難であることから、今後、洋式トイレへの改修を実施する必要がある。

＜4＞地域防災力の強化

○地域防災力の向上（再掲）

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

目標 3 : 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

<1> 地域防犯力の強化

○治安確保体制等の整備

治安の確保のため、防犯カメラの設置や防犯ボックスを整備し、パトロール等を行っている。
今後も、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図っていく必要がある。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<1> 行政機能の強化

○業務継続計画（BCP）の作成

令和元年6月に「木更津市業務継続計画【地震編】」を策定したところである。
今後は、さらに実効性を高めるため必要に応じて見直しを図り充実強化を図る必要がある。

○総合防災訓練の実施

令和元年度から毎年10月第1週目を「防災訓練の日」と設定し、防災訓練を実施している。
今後も、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び図上訓練など、応急対処能力の向上等を図るため、様々な防災関係機関と連携を図りながら訓練を実施する必要がある。

○DXの推進

本市の行政経営上の課題やデジタル技術の進展を踏まえ、平時はもとより災害時においても持続可能な行政サービスを提供するために、行政手続のデジタル化を加速させ、行政サービスのあり方や事務処理体制を抜本的に変革する必要がある。

<2> 施設・備蓄品の整備

○公共施設の耐震化

公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っている。また、公共施設等の耐震化に向け令和3年9月に「木更津市耐震改修促進計画」を改訂している。
今後、「木更津市公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める必要がある。

○自立・分散型エネルギーの整備

避難所等への非常用電源等の備蓄を進めている。
今後も、防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める必要がある。

○避難所等の電源確保

令和元年房総半島台風ではこれまでにない大規模停電が発生した。これを受け、東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社と連携を強化するとともに、重要施設への電源車配備等に関する協定等を締結した。
今後も、電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施

設等)において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を進める必要がある。

○基幹業務システム等の耐災害性の確保

基幹業務システムのサーバーについては、耐震対策、非常用電源への接続及び重要データのバックアップを行っている。今後についてもさらに耐災害性を確保する必要がある。

<3>インフラの防災対策

○インフラの防災対策

行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路施設の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施している。

道路の防災・震災対策や洪水・土砂災害対策を推進する必要がある。

<4>復旧復興体制の整備

○被災者台帳の整備・推進

災害発生時に被災者への公平・効率的な支援を実施するため、被災者情報を一元化する被災者台帳の整備が求められていることから被災者台帳の整備を推進する必要がある。

○防災を担う人材の育成

大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、毎年度、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成講座を開催している。

今後も「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を推進する必要がある。

<5>地域防災力の強化

○地域防災力の向上(再掲)

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

目標 4 : 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

<1> 災害関連情報提供体制の整備

○防災情報の収集機能強化

民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と市、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段や情報システム等を整備し、維持・管理していく必要がある。

○防災関係機関の情報通信手段の多様化等

災害発生時には、停電等の様々な事案が発生することから、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める必要がある。

<2> 備蓄品の確保

○電源途絶に対する予備電源の確保

無線・有線電話等の情報通信システムに必要不可欠な電源が遮断され、使用不可能となった場合、災害対応に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、電源途絶に対する予備電源の確保を図る必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<1> 災害関連情報提供体制の整備

○災害情報の収集・伝達手段の多様化（再掲）

情報収集においては、災害ネット等を活用した情報管理の効率化を行っている。また、情報発信においては、防災行政無線やLアラート、市公式ホームページ、市公式アプリ「らづナビ」、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM等を通じ情報発信を行っている。今後も、市民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築していく必要がある。

○外国人市民・外国人旅行者に対する災害情報の迅速な伝達（再掲）

災害発生時に、防災知識や日本語の理解が十分でない外国人市民・外国人旅行者が適切な避難行動をとることができるよう、平時における防災知識の普及や災害時の「やさしい日本語」による情報提供を図る必要がある。

○メディアに対する情報提供

災害時には、各報道機関へプレスリリース資料を随時メール等で送付している。

今後、市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する必要がある。

○同報系無線デジタル化整備

市内全域の音達範囲に見直しを実施し、令和4年11月末までの完了予定で防災行政無線デジタル化整備事業を行っている。

既存施設の老朽化や国のデジタル化推進等を踏まえ、長期的な防災基盤の安定化を図るため、主に防災及び災害情報の伝達手段として使用する同報系防災行政無線のデジタル化整備を今後も実施する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<1> 行政機能の強化

○組織体制の強化・危機対応能力の向上

災害対策本部開設時に集められた情報を一元管理するシステムを導入している。

得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、危機対応能力の向上を図る必要がある。

<2> 災害関連情報提供体制の整備

○災害情報の収集・伝達手段の多様化（再掲）

情報収集においては、災害ネット等を活用した情報管理の効率化を行っている。また、情報発信においては、防災行政無線やLアラート、市公式ホームページ、市公式アプリ「らぶナビ」、きさらび安心・安全メール、コミュニティFM等を通じ情報発信を行っている。今後も、市民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築していく必要がある。

○外国人市民・外国人旅行者に対する災害情報の迅速な伝達（再掲）

災害発生時に、防災知識や日本語の理解が十分でない外国人市民・外国人旅行者が適切な避難行動をとることができるよう、平時における防災知識の普及や災害時の「やさしい日本語」による情報提供を図る必要がある。

<3> 要配慮者への支援

○災害時避難行動要支援者対策の促進

市では、「災害時要援護者支援プラン 全体計画（平成22年3月）」を策定し、「要配慮者リスト」を整備・更新している。避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、今後さらに、「要配慮者リスト」の整備・更新と地域との共有等の取組を促進し、避難支援体制の充実を図る必要がある。

○福祉避難所の指定促進（再掲）

現在、9施設を福祉避難所として指定している。

要配慮者が避難生活を送るために必要となる備品や設備などの配備・充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。

<4> 地域防災力の強化

○大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化

災害コーディネーター養成講座の開催や新規設立自主防災組織への資器材支給などにより、地域防災力向上を図っている。

今後も防災教育の推進と自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、市民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る必要がある。

目標5：経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

<1> 民間事業者の事業継続確保

○民間企業におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進

災害発生時に市内の中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、セミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣等の支援により中小企業のBCP策定を促進する必要がある。例えば、企業が集積している工業団地などにおける企業間連携による効率的なBCP作成・運用も含め促していく必要がある。

○中小企業に対する資金調達支援

金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達を支援する必要がある。

<2> 住宅・建築物等の耐震化

○沿道建築物の耐震化の促進

緊急輸送道路等の沿道の建築物が倒壊し、道路を閉塞することにより、災害時における避難、物資の供給及び救助活動等が十分になされないおそれがある。

沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。

<3> インフラの防災対策

○インフラの防災対策

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下を避けるため、道路施設の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施している。道路の防災、震災対策をさらに推進する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

<1> 民間事業者の事業継続確保

○民間企業におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進（再掲）

災害発生時に市内の中小企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、セミナーを通じた啓発を行うとともに、相談、専門家派遣等の支援により中小企業のBCP策定を促進する必要がある。例えば、企業が集積している工業団地などにおける企業間連携による効率的なBCP作成・運用も含め促していく必要がある。

<2> 交通の確保

○燃料供給ルート確保

燃料供給ルートを確実に確保するため、道路施設の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施している。輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策をさらに推進する必要がある。

＜3＞関係機関等との連携強化

○石油コンビナート地域の耐災害性の強化

災害の発生及び拡大防止に関し、千葉県が石油コンビナート等防災計画を策定している。

コンビナート地域において、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する必要がある。

＜4＞備蓄品の確保

○災害時の石油燃料等の確保

災害時に緊急に必要となる燃料等の供給について、（一社）千葉県LPガス協会木更津支部と協定を締結している。

緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所等）への燃料供給を円滑に行うため、同協会との燃料供給に関する災害協定の実施体制を整備するほか、千葉県石油商業組合及び千葉県石油協同組合と石油燃料の供給に関する協定体制の整備を検討する必要がある。

＜5＞電力の確保

○自立・分散型エネルギーの普及促進

発電所等が被災した際に、必要最低限のエネルギー供給が不能とならないよう、生活・経済活動の施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

＜1＞関係機関等との連携強化

○石油コンビナート地域の防災体制の強化

災害の発生及び拡大防止に関し、千葉県が石油コンビナート等防災計画を策定している。特定事業所の自衛防災組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るとともに、石油コンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等における事業所の地震・津波対策を促進する必要がある。

○石油コンビナート合同訓練・情報共有の実施

千葉県が実施する京葉臨海南部地区石油コンビナート等防災訓練に参加している。

石油コンビナートには、基幹産業が集積し、エネルギーサプライチェーンの観点からも重要であることから、関係機関による防災訓練を実施し減災を図る必要がある。

○コンビナート周辺対策

石油コンビナートについては、危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積している。

火災や煙または有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

<1> 住宅・建築物等の耐震化

○沿道建築物の耐震化の促進（再掲）

緊急輸送道路等の沿道の建築物が倒壊し、道路を閉塞することにより、災害時における避難、物資の供給及び救助活動等が十分になされないおそれがある。

沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。

<2> 交通の確保

○代替性確保のための道路ネットワークの強化

各地区を結ぶネットワーク網を踏まえた主要幹線道路の整備、道路施設の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修・修繕を実施している。

主要幹線道路の整備、道路施設の計画的な補修・修繕をさらに推進する必要がある。

○道路・港湾施設の防災対策

基幹的陸上交通ネットワークの機能停止を避けるため、跨線橋や跨道橋の定期点検を実施し、長寿命化修繕計画を策定している。

定期点検結果などを関係機関と情報共有し、緊急時には連携して早急な対応ができるよう関係を強化する必要がある。

<3> 関係機関等との連携強化

○陸・海・空の連携によるネットワークの強化

首都直下地震等の大規模災害により、東京湾岸が被災した場合には、北関東・東北方面等多方面また様々な輸送ルート（陸・海・空）からの支援の受け入れが重要となることから、受援計画に基づき支援を円滑に受け入れる必要がある。

5-5 食料等の安定供給の停滞

<1> 交通の確保

○農林道・農道橋等の保全対策の推進

災害時に複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備や適正な維持補修を推進している。

また、橋梁点検を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進している。

今後も継続して推進していく必要がある。

<2> 農業活動への支援

○農地・農業水利施設等の適切な保全管理

安定した農業用水を維持し、農地の持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など国土保全機能を保持するため、農業水利施設の機能診断等を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進している。今後も継続して推進していく必要がある。

○農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進

農村地域の災害未然防止や地域資源・多面的機能の維持・発揮を図るため、集中豪雨等による農地及び農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況変化等により機能低下した農業用施設等の整備、補修及び更新を推進している。

今後も継続して推進していく必要がある。

また、災害等で崩壊した場合の経済活動及び住民生活等に影響が大きい地すべり防止施設については、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、ハード対策を推進する必要がある。

○食料安定供給のためのほ場整備の推進

大規模自然災害による全国的な食料不足等に備え、首都圏の食料供給基地として、生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や畑利用等が可能となるほ場整備を推進する必要がある。

<3> 事業継続確保

○土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化

土地改良施設は農業生産基盤であるとともに、地域防災を担っており、被災した場合には経済活動や地域住民の生活等への影響が大きいため、施設管理者は事業継続計画（BCP）を策定していることが望ましいが、現状では市内の土地改良区は未策定である。

災害からの速やかな復旧ができるようBCPの策定を推進する必要がある。

<4> 卸売市場施設整備の推進

○卸売市場施設整備の推進

災害が発生した場合、産地から消費者へ生鮮食品等の供給が困難になることが懸念される。

災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるためには、電気、水道といった社会的インフラ設備の確保、早期の復旧が必要である。

<5> 関係機関等との連携強化

○農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能維持対策

災害救助に必要な食糧等の調達協力について、各種団体との協定締結を推進している。

今後も、農林水産物・食品等について、各種団体との協定締結を推進し、協力連携を図っていく必要がある。

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

<1> 水資源関連施設の機能強化等

○水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進

平成13年度に用水供給事業の水源である亀山ダムが渇水で10%の取水制限を行っているが、平成14年度に亀山ダム上流に片倉ダムが建設された以降は制限を伴った渇水は起きていない。

今後の渇水対策としては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設のバックアップ体制の確保を行う必要がある。

目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

<1> 電力の確保

○災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援

発電所等が被災した際に、必要最低限のエネルギー供給が不能とならないよう、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

<2> 関係機関等との連携強化

○エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化

千葉県が実施する京葉臨海南部地区石油コンビナート等防災訓練に参加している。

京葉臨海コンビナートが被災した場合、広い範囲にわたり生活・経済活動に大きな支障が生じることから、特定事業所の自衛防災組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策を推進する必要がある。

また、コンビナートの危機管理の能力を備えた人材育成に、産学官が連携して取り組む必要がある。

○災害時石油供給連携計画の実効性確保

災害時の情報収集や共有等をスムーズに実施するため、石油会社間で「災害時石油供給連携計画」制度を構築している。

訓練への参加等により災害時石油供給連携計画の実効性の確保を図る必要がある。

○ライフライン事業者等との連携強化

東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社と災害復旧等に関する協定を締結し、連携強化を図っている。

今後も、大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、関係機関等との連携強化を図るとともに、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

<1> 断水対策

○上水道施設の耐震化等の推進（再掲）

上水道の管路、浄水施設については、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する必要がある。

○水道施設の応急復旧体制の確保

災害による水道施設の損傷被害に対し、迅速かつ的確に復旧できる体制を整備する必要がある。

＜2＞水資源関連施設の機能強化等

○水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進

限られた水資源を有効に活用する観点から、平成 29 年度に下水道再生水用の砂濾過設備の再構築を実施した。

今後も、水資源関連施設の機能強化、雨水・下水道再生水等の多様な水資源の有効利用の取組を進める必要がある。

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

＜1＞下水道機能の確保

○下水道BCPの策定（再掲）

大規模災害の発生による下水道機能が低下した場合、その機能の早期復旧を目的として「木更津市下水道BCP（業務継続計画）」を平成 26 年度に策定した。今後は、業務の変化に応じてBCPの維持改善を図る必要がある。

○下水道施設の耐震、耐津波対策

下水道施設の耐震化等を伴う工事を実施している。

今後についても、大規模地震による污水处理施設の被害を最小限にするため、耐震化を着実に推進する必要がある。

○下水道施設の戦略的維持管理・更新

下水道施設の老朽化に起因する被害拡大を防止するためのストックマネジメント計画については、現在未策定である。

当該計画を策定し、それに基づいた点検・調査・改築を図る必要がある。

＜2＞浄化槽の整備

○合併処理浄化槽の普及・啓発

合併処理浄化槽設置に対する補助金交付事業等により、普及・啓発を行っている。

公共用水域の汚濁の原因となっている生活雑排水を適正に処理するため、今後も、合併処理浄化槽の普及・啓発を図る必要がある。

＜3＞災害廃棄物処理対策

○一般廃棄物処理施設の老朽化対策

木更津、君津、富津、袖ヶ浦の4市は、4市と民間3社が共同出資して設立した(株)かずさクリーンシステムで一般廃棄物の処理を行っているが、同施設の事業期間が令和8年度末までであり、次期処理施設の整備に向け「(仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想」を策定し整備に取り組んでいる。

6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

<1>住宅・建築物等の耐震化

○沿道建築物の耐震化の促進（再掲）

緊急輸送道路等の沿道の建築物が倒壊し、道路を閉塞することにより、災害時における避難、物資の供給及び救助活動等が十分になされないおそれがある。

沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。

<2>交通の確保

○代替性確保のための道路ネットワークの強化（再掲）

各地区を結ぶネットワーク網を踏まえた主要幹線道路の整備、道路施設の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修・修繕を実施している。

主要幹線道路の整備、道路施設の計画的な補修・修繕をさらに推進する必要がある。

○主要な市道等の整備と適切な維持管理

災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、各地区を結ぶネットワーク網を踏まえた主要幹線道路の整備を実施している。

主要幹線道路の整備をさらに推進する必要がある。

○集中豪雨時の道路ネットワーク確保

ゲリラ豪雨等の集中豪雨時に、立体交差部（アンダーパス）の冠水により交通が分断され、救急・救援活動や救援物資の輸送、地域住民の避難等の支障にならないよう、注意喚起看板や排水施設を設置している。

今後、アンダーパス以外の冠水しやすい箇所について、周知強化を行う必要がある。

○道路橋梁の耐震化（再掲）

大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の定期点検及び長寿命化修繕計画に基づく補修・修繕を実施している。

将来、定期点検や耐震診断等により、架け替え等の必要が生じた際は、検討する必要がある。

○農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進

迂回路として活用できる農林道等について、被災により集落を孤立させる可能性のある林道の保全を優先的に進めるとともに、幅員、通行可能荷重等の情報共有を図っている。

今後も継続して保全及び情報共有をしていく必要がある。

○輸送ルートの確保

大規模災害発生時には、主要道路等が利用できなくなる可能性があり、その際には、海や空の輸送を関係機関と構築する旨を地域防災計画に記載している。

陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

＜3＞無電柱化の推進

○無電柱化の推進（再掲）

大規模災害時に被害を受けやすい電柱の無電柱化が、主要な交通結節点である木更津駅東口の一般県道木更津停車場線や国道 16 号、127 号において実施されており、現在は木更津駅西口の富士見通りで推進している。

主要な交通結節点や緊急輸送道路の無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

＜1＞ため池の整備

○ため池の耐震化（再掲）

大規模地震等により被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するために、ため池管理者と連携し、耐震対策を推進している。

今後も継続して推進していく必要がある。

＜2＞浸水範囲の軽減

○水害に強い地域づくり（河川）（再掲）

水害による被害を最小限にするため、市が管理する河川及び排水路について、河道内に生育した樹木や堆積土砂の撤去等を実施しているが、土羽護岸や天然護岸も多く、局部的なものとなっている。

水害の防止及び快適な生活環境の維持を図るため、河道内に生育した樹木や堆積土砂の除去等の維持管理を推進する必要がある。

○河川管理施設の維持管理・更新（再掲）

市が管理する河川管理施設の巡視・点検、排水機場等の定期点検を実施している。

巡視・点検等により、異常や損傷が発見された際は、補修・修繕を実施し、適切に維持管理する必要がある。

＜3＞土砂災害防止対策

○土砂災害防止対策等の推進

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命・財産を守るための急傾斜地崩壊対策事業については、がけ地高さ 5m 以上かつ人家 5 件以上の場合は市、がけ地高さ 10m 以上かつ人家 5 件以上の場合は県が事業主体となっている。

千葉県と連携し、急傾斜地崩壊対策等のハード整備を促進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

目標 7 : 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<1> 火災予防対策

○火災予防対策等の推進（再掲）

火災の発生の防止・早期発見・延焼防止のため、防災品、感震ブレーカー・住宅用火災警報器・消火器等の設置促進を図っている。

今後もさらに促進を図る必要がある。

<2> 延焼防止対策等

○延焼防止等に資する緑地の確保

大規模自然災害時に発生しうる火災から住宅密集地での延焼拡大防止のために緑地の確保や都市公園施設の充実を図る必要がある。また、災害発生時の避難・火災の延焼遮断空間となる緑地や公園について、整備状況の改善や適切な維持管理について取り組む必要がある。

○都市防災機能を有する街路の整備推進

災害時の被害を軽減するため、緊急車両の進入路・避難路としての機能を有する、効率的な街路の整備を推進する必要があるが、次期整備路線は未着手となっている。

現在進めている、各地区を結ぶネットワーク網を踏まえた主要幹線道路の整備を実施しながら、「都市計画マスタープラン」に基づき検討する必要がある。

<3> 救助活動能力の強化

○救助活動能力の強化

災害現場での救助活動能力を高めることを目的に、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の整備を行っている。

今後も更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせる横断的に進める必要がある。

<4> 地域防災力の強化

○地域防災力の向上（再掲）

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

<1> 施設・資機材の整備

○危険物取扱施設の耐震化

危険な物質を取り扱う施設における震災、台風等での倒壊等による大規模火災、漏えい等の発生

を防止するため、定期的な点検等の促進を図っている。今後、施設の耐震化を着実に推進する必要がある。

○有害・危険物質対応資機材の整備

河川・海岸・港湾区域・道路上において油等の流出事故が発生した際、流出油等の防除・回収作業の初動対応を行っている。迅速かつ的確な初動対応ができるよう、資機材を常備する必要がある。

<2> 関係機関等との連携強化

○石油コンビナート合同訓練・情報共有の実施

コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、千葉県主催の関係機関による合同訓練に参加している。今後も被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

○周辺住民等の確実かつ円滑な避難等のため、情報伝達手段の多重化・多様化を推進

災害の発生及び拡大防止に関し、千葉県が石油コンビナート等防災計画を策定している。

火災や煙または有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

<1> 住宅・建築物等の耐震化

○沿道建築物の耐震化の促進（再掲）

緊急輸送道路等の沿道の建築物が倒壊し、道路を閉塞することにより、災害時における避難、物資の供給及び救助活動等が十分になされないおそれがある。

沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。

<2> 関係機関等との連携強化

○関係機関の耐災害性の向上

災害発生時の行政機能の低下を避けるため、業務継続計画を策定している。

被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る必要がある。

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

<1> ため池の整備

○ため池の耐震化（再掲）

大規模地震等により被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するために、ため池管理者と連携し、耐震対策を推進している。

今後も継続して推進していく必要がある。

＜2＞土砂災害防止対策

○土砂災害防止対策等の推進（再掲）

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命・財産を守るための急傾斜地崩壊対策事業については、がけ地高さ5m以上かつ人家5件以上の場合は市、がけ地高さ10m以上かつ人家5件以上の場合は県が事業主体となっている。

千葉県と連携し、急傾斜地崩壊対策等のハード整備を促進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

＜1＞施設・資機材の整備

○有害・危険物質対応資機材の整備（再掲）

河川・海岸・港湾区域・道路上において油等の流出事故が発生した際、流出油等の防除・回収作業の初動対応を行っている。迅速かつ的確な初動対応ができるよう、資機材を常備する必要がある。

＜2＞災害関連情報提供体制の整備

○有害・危険物質流出に関する情報発信

平時より健康被害防止のため、有害・危険物質流出に関する情報発信を行っている。災害発生による健康被害防止のため、情報収集するとともに、速やかな情報発信に努める必要がある。

○国内外への情報発信

災害時には、各報道機関へプレスリリース資料を随時メール等で送付している。災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める必要がある。

7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

＜1＞森林の整備等

○農地等の適切な保全管理

農地等の地域資源が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を実施している。今後も継続して支援していく必要がある。

○森林の地域保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等

間伐等の森林整備が適切かつ十分に行われないことにより、森林の有する雨水等による土壌の浸食・流出を防ぐ山地災害防止機能及び洪水緩和機能、二酸化炭素の吸収源を確保する地球温暖化対策等の機能が著しく低下するため、適切な森林整備を促進している。今後もさらに促進を図る必要がある。

○山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進

人口の減少や高齢化の進行、有害鳥獣の増加などにより、森林の保全・管理を適切に行うことが困難になり、森林荒廃など、森林の有する地域保全機能（土砂崩壊防備、水源のかん養等）が損なわれる恐れがあるため、里山整備などの対策を講じている。今後も継続して対策をしていく必要がある。

○**荒廃地等における治山施設の整備**

地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害発生リスクの高まりが懸念される中、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがあることから、効率的、効果的な治山施設の整備を推進している。今度も継続して促進を図る必要がある。

目標 8 : 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

<1> 災害廃棄物処理対策

○災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成

災害廃棄物は、廃棄物処理法で一般廃棄物に区分され、被災市に処理責任がある。東日本大震災のような大規模災害時において、災害廃棄物処理計画に基づき迅速かつ適正な廃棄物処理を行う必要がある。

○一般廃棄物処理施設の防災機能の向上

木更津、君津、富津、袖ヶ浦の4市は、4市と民間3社が共同出資して設立した(株)かずさクリーンシステムで一般廃棄物の処理を行っているが、同施設の事業期間が令和8年度末までであり、次期処理施設の整備に向け「(仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想」を策定し整備に取り組んでいる。

国が策定した「廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月)」を踏まえて、地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進する必要がある。

○災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備の支援

国が策定した「災害廃棄物対策指針(平成30年3月)」では、災害廃棄物の発生量の推計が発表されている。国の推計を踏まえ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進する必要がある。

<2> 関係機関等との連携強化

○災害廃棄物処理の支援体制の構築

大規模災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生することが予想される。

災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る必要がある。

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

<1> 交通の確保

○道路啓開計画策定(再掲)

大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送を行う緊急車両等の通行を早期に確保するための道路啓開計画が未策定である。大規模災害に備え、道路啓開計画の策定を推進する必要がある。

<2> 復旧復興体制の整備

○防災を担う人材の育成(再掲)

大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との

連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、毎年度、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成講座を開催している。今後も「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を推進する必要がある。

○建物被害認定体制の充実

大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、「災害時における家屋被害認定調査等に関する協定」を千葉県土地家屋調査士会と締結している。今後は、市における建物被害認定を行うための職員を養成する必要がある。

<3> 関係機関等との連携強化

○関係機関との災害対応訓練の実施

10月の第一日曜日を本市の「防災訓練の日」とし、防災訓練を実施している。災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練の実施を検討し、連携強化を図る必要がある。

○TEC-FORCE等との連携強化（再掲）

大規模災害時に本市だけでは十分に対応できない場合が想定される。国・県・市において日頃から情報共有を行い、復旧を迅速に行える応急態勢を充実させる必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<1> 浸水範囲の軽減

○水害に強い地域づくり（河川）（再掲）

水害による被害を最小限にするため、市が管理する河川及び排水路について、河道内に生育した樹木や堆積土砂の撤去等を実施しているが、土羽護岸や天然護岸も多く、局部的なものとなっている。水害の防止及び快適な生活環境の維持を図るため、河道内に生育した樹木や堆積土砂の除去等の維持管理を推進する必要がある。

○河川管理施設の維持管理・更新（再掲）

市が管理する河川管理施設の巡視・点検、排水機場等の定期点検を実施している。巡視・点検等により、異常や損傷が発見された際は、補修・修繕を実施し、適切に維持管理する必要がある。

<2> 下水道機能の確保

○水害に強い地域づくり（下水道）（再掲）

大雨による浸水被害を最小限にするため、下水道（雨水）施設の整備を推進する必要がある。

○下水道施設の耐震、耐津波対策（再掲）

下水道施設の耐震化等を伴う工事を実施している。今後についても、大規模地震による污水处理施設の被害を最小限にするため、耐震化を着実に推進する必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失

<1>文化財の保護

○文化財に係る各種防災対策の支援

文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、大規模自然災害への予防措置等を行う必要がある。

<2>復旧復興体制の整備

○生活再建支援

生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制の整備を図っている。大規模災害が頻発している昨今において、さらなる施策の整備・充実の必要がある。

○被災者台帳の整備・推進（再掲）

災害発生時に被災者への公平・効率的な支援を実施するため、被災者情報を一元化する被災者台帳の整備が求められていることから被災者台帳を推進する体制を整備する必要がある。

○応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進

迅速な災害復旧に向け「災害時の私有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結している。

今後も災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供のために関係団体との協力体制を整備し、維持していく必要がある。

<3>境界情報の保全

○地籍調査の推進

地震、津波、土砂災害等の被害から土地境界等が不明確になり、災害等からの復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生するため、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。

<4>地域防災力の強化

○地域防災力の向上（再掲）

大規模災害時の被害を最小限にするためには地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、消防団や自主防災組織等の充実強化、地域における防災訓練や学校における防災教育や防災訓練の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を行っている。今後も取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

<1> 復旧復興体制の整備

○ 応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進（再掲）

迅速な災害復旧に向け「災害時の私有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結している。

今後も災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供のために関係団体と協力体制を整備し、維持していく必要がある。

<2> 境界情報の保全

○ 地籍調査の推進（再掲）

地震、津波、土砂災害等の被害から土地境界等が不明確になり、災害等からの復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生するため、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

<1> 災害関連情報提供体制の整備

○ 災害情報の収集・伝達手段の多様化（再掲）

情報収集においては、災害ネット等を活用した情報管理の効率化を行っている。また、情報発信においては、防災行政無線やLアラート、市公式ホームページ、市公式アプリ「らづナビ」、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM等を通じ情報発信を行っている。今後も、市民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築していく必要がある。

○ 外国人市民・外国人旅行者に対する災害情報の迅速な伝達（再掲）

災害発生時に、防災知識や日本語の理解が十分でない外国人市民・外国人旅行者が適切な避難行動をとることができるよう、平時における防災知識の普及や災害時の「やさしい日本語」による情報提供を図る必要がある。

○ メディアに対する情報提供（再掲）

災害時には、各報道機関へプレスリリース資料を随時メール等で送付している。

今後、市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する必要がある。

木更津市国土強靱化地域計画

(基本計画編)

令和3年3月 策定

令和5年3月 改訂

発行・編集 木更津市総務部危機管理課
